

第3章 静岡県の下水道事業

第3章 静岡県の下水道事業

3-1 概要

(1) 市町と県の下水道事業

静岡県の令和6年度末における下水道事業（汚水処理）実施・供用開始市町数は35市町（23市12町）中29市町（22市7町）です。

また、県が設置し管理を行っている流域下水道は、令和7年3月末現在、1流域2処理区あり、関連市町は8市町（5市3町）です。

○市町の下水道事業

市町が行っている公共下水道事業は、大正13年に静岡市が県内で初めて事業に着手しましたが、昭和15年の静岡大火や昭和20年の戦災により事業は大幅に遅れ、ようやく昭和35年に合流式の高松浄化センターの供用が開始されました。次に熱海市が昭和25年の大火後、火災復興事業と並行して昭和26年に事業認可を得て下水道事業を進め、昭和40年に供用を開始しています。

昭和30年代以降の産業経済の発展は公共用水域の汚濁を招き、下水道整備の必要性が叫ばれ、昭和55年までに現在着手している約半数の市町が事業着手しました。

しかしながら、静岡県の地域特性として急流河川が多く、汚水が速やかに海に流出してしまうことから下水道の必要性に対する認識が低く、また、生活基盤よりも産業基盤の整備を優先したため、平成の初めまで下水道事業に着手する市町は増えず、全国に比べて下水道の整備が遅れてしまいました。

令和7年3月末現在、汚水処理については35市町中22市7町で実施され、また、市街地における浸水解消を目的とした雨水処理は20市4町で実施し、整備を進めています。

○県の下水道事業

静岡県は浜名湖水域、馬込川及び天竜川流域の水質汚濁防止と生活環境の改善を図るため、昭和48年度より西遠流域下水道事業に着手し、昭和61年10月1日に供用を開始しました。

昭和49年、狩野川流域下水道事業東部処理区と西部処理区の2処理区が計画策定され、このうち、東部処理区については昭和49年度に事業着手し、昭和60年10月1日に供用を開始しました。また、西部処理区は昭和61年度に事業着手し、平成6年6月1日に供用を開始しています。

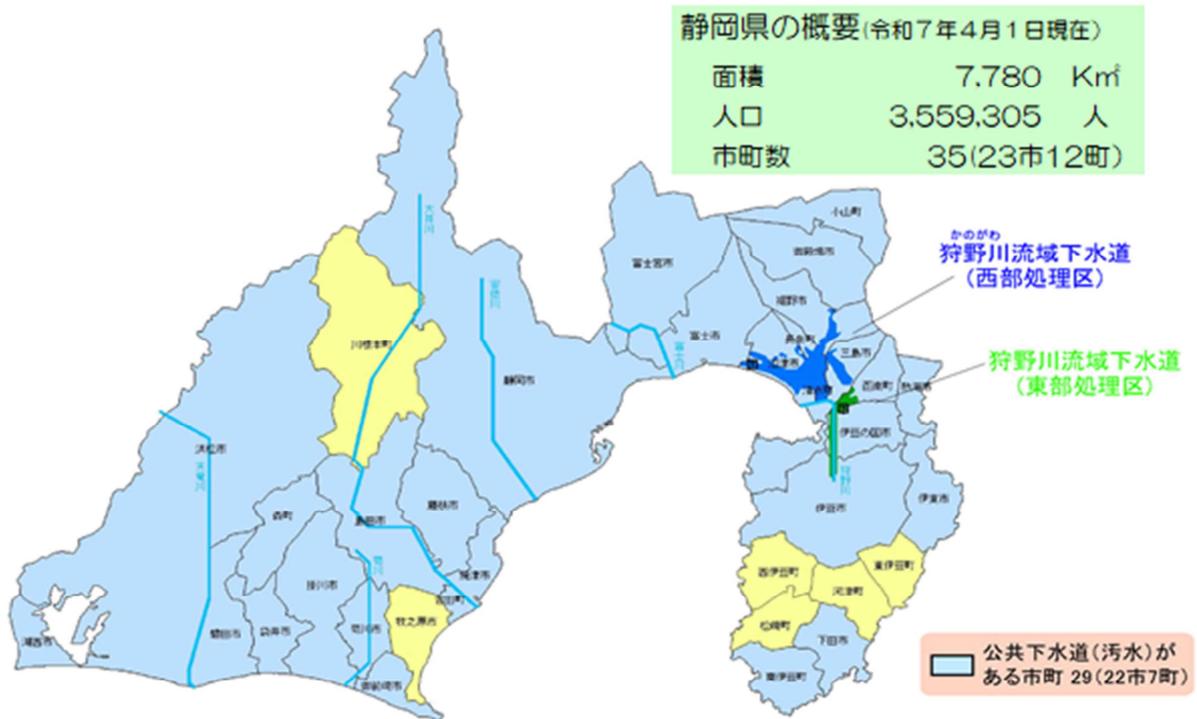
昭和56年度には天竜川左岸流域下水道事業に着手し、平成2年6月1日に供用を開始し、さらに昭和63年度より静清流域下水道事業に着手、平成9年6月1日に供用を開始しました。

なお、市町村の合併により静清流域下水道は平成25年4月に静岡市へ、天竜川左岸流域下水道は平成27年4月に磐田市へ、西遠流域下水道は平成28年4月に浜松市へそれぞれ移管しました。

(2) 下水道事業(汚水処理)着手年次

年 度	普及率(%)		静岡県における下水道事業(汚水処理)着手市町	下水道に関する主な出来事
	全国	静岡県		
1885 (M18)				横浜区で下水道築造(M14) 東京府神田下水施工(M17)
1890 (M23)				
1895 (M28)				
1900 (M33)				下水道法公布 (M33)
1905 (M38)				
1910 (M43)				
1915 (T4)				(第一次世界大戦 (T3~7)) イギリスで世界初活性汚泥法による処理場ができる (T3)
1920 (T9)				都市計画法制定 (T8)
1925 (T14)			静岡市 (T13)	東京市日本初下水処理場「三河島汚水処分場」 運転開始 (T11)
1930 (S5)				(世界恐慌(S4))
1935 (S10)				岐阜市日本初分流式下水道事業着手(S9)
1940 (S15)				(第二次世界大戦(S14~20))
1945 (S20)				
1950 (S25)				
1955 (S30)			熱海市(S26)	水道行政改革 (S30) (上水道:厚生省 下水道:建設省)
1960 (S35)			富士市 (S33)、伊東市 (S33)、浜松市 (S34) 静岡市静岡県初下水処理場供用開始 (高松浄化センター)(S35)	水道行政三分割閣議決定 (S32) (処理場:厚生省 管渠:建設省) 新下水道法公布(S33)
1965 (S40)	8			東京都日本初下水処理場上部利用公園 供用開始(落水水再生センター)(S39)
1970 (S45)	16	6.4	清水町 (S41)、沼津市(S42)、三島市 (S42)、 焼津市 (S44)、富士宮市(S45)	下水道法一部改正(S42) (下水道行政建設省一元化) 公害国会(S45)
1975 (S50)	23	10.3	下田市 (S48)、伊豆市 (S48)、西遠流域 (S48)、 狩野川流域 (S49)、藤枝市 (S50)	(オイルショック(S48))
1980 (S55)	30	13.8	伊豆の国市 (S51)、函南町 (S51)	
1985 (S60)	36	18.0	磐田市 (S56)、天竜川左岸流域 (S56)	湖沼水質保全特別措置法制定(S59)
1990 (H2)	44	25.0	御殿場市(S62)、長泉町 (S62)、島田市 (S63)、 静岡流域 (S63)、吉田町 (H1)、裾野市 (H2)	消費税法等公布(S62) (湾岸戦争(H2))
1995 (H7)	54	34.6	御前崎市 (H3)、袋井市(H4)、掛川市 (H5)、南伊豆町 (H5)、 小山町 (H5)、湖西市 (H6)、新居町 (H6)	東京都区部下水道概成(人口普及率100%) (H7) (阪神淡路大震災(H7))
2000 (H12)	62	43.7	菊川市 (H10)	
2005 (H17)	69.3	51.4	森町 (H16)	(新潟県中越沖地震(H16))
2010 (H22)	75.1	58.7		
2015 (H27)	77.8	62.1		(東日本大震災(H23))
2016 (H28)	78.3	62.6		(熊本地震(H28))
2017 (H29)	78.8	63.1		(九州北部豪雨(H29))
2018 (H30)	79.3	63.5		(平成30年7月豪雨(H30)) (北海道胆振東部地震(H30))
2019 (R1)	79.7	63.9		(令和元年台風19号(R1))
2020 (R2)	80.1	64.3		
2021 (R3)	80.6	65.3		
2022 (R4)	81.0	65.5		
2023 (R5)	81.4	66.0		(令和6年能登半島地震(R6))
2024 (R6)	81.8	66.4		埼玉県八潮市道路陥没事故(R7.1)

(3) 下水道事業(汚水処理)実施市町箇所図



合併した市町村の状況

新市町名	合併年月日	関係市町村
静岡市	平成15年4月1日	静岡市、清水市
	平成18年3月31日	静岡市、蒲原町
	平成20年11月1日	静岡市、由比町
伊豆市	平成16年4月1日	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町
御前崎市	平成16年4月1日	御前崎町、浜岡町
菊川市	平成17年1月17日	小笠町、菊川町
沼津市	平成17年4月1日	沼津市、戸田村
磐田市	平成17年4月1日	磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村
掛川市	平成17年4月1日	掛川市、大須賀町、大東町
袋井市	平成17年4月1日	袋井市、浅羽町
伊豆の国市	平成17年4月1日	伊豆長岡町、菰山町、大仁町
西伊豆町	平成17年4月1日	西伊豆町、賀茂村
島田市	平成17年5月5日	島田市、金谷町
	平成20年4月1日	島田市、川根町
浜松市	平成17年7月1日	浜松市、天竜市、浜北市、春野町、龍山村、佐久間町、水窪町、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町
川根本町	平成17年9月20日	中川根町、本川根町
牧之原市	平成17年10月11日	相良町、榛原町
富士市	平成20年11月1日	富士市、富士川町
焼津市	平成20年11月1日	焼津市、大井川町
藤枝市	平成21年1月1日	藤枝市、岡部町
湖西市	平成22年3月23日	湖西市、新居町
富士宮市	平成22年3月23日	富士宮市、芝川町

(4) 下水道事業着手状況

令和7年4月1日現在

市町名	公共下水道				特定環境保全公共下水道		都市下水路	
	合流式	分流式		流域関連	単独	流域関連	国庫	県費
		汚水	雨水					
静岡市	○	○	○				○	○
浜松市	○	○	○		○		○	○
沼津市	○	○	○	○	○	○	○	○
熱海市		○	○					
三島市		○	○	○	○	○	○	○
富士宮市		○	○					○
伊東市	○	○	○		○		○	○
島田市		○	○				○	○
富士市		○	○				○	○
磐田市		○	○		○		○	○
焼津市		○	○				○	○
掛川市		○	○		○			○
藤枝市		○	○		○		○	○
御殿場市		○	○				○	○
袋井市		○	○		○			
下田市		○	○					
裾野市		○	○	○				
湖西市		○			○		○	○
伊豆市		○	○	○	○	○		
御前崎市		○			○		○	○
菊川市		○			○			
伊豆の国市		○	○	○		○		○
牧之原市							○	○
東伊豆町								○
河津町								○
南伊豆町		○						
函南町		○	○	○	○	○		○
清水町		○	○	○				
長泉町		○		○				
小山町		○						
吉田町		○	○				○	○
森町		○					○	○
	4市	22市7町	19市3町	5市3町	12市1町	4市1町	14市2町	17市5町
	22市7町				13市1町			

(5) 下水道事業の財源

下水道事業を執行運営していくためには、建設改良費及び維持管理費が必要です。これらの財源は、建設改良費については、国費（交付金）、地方債、一般会計繰出金（都市計画税を含む）、受益者負担金等により、また、維持管理費については、下水道使用料及び一般会計繰出金によりまかなわれています。

○財源のしくみ

種類	建設改良費	管理運営費
公共下水道 及び 特定環境保全 公共下水道 (特別会計) ※1	<ul style="list-style-type: none"> 国費（交付金） 地方費 <ul style="list-style-type: none"> 地方債 受益者負担金 (県補助金) 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料 一般会計繰出金
流域下水道 (特別会計) ※2	<ul style="list-style-type: none"> 国費（交付金） 地方費 <ul style="list-style-type: none"> 市町村建設費負担金 <ul style="list-style-type: none"> ・地方債 ・一般会計繰出金 地方債 一般会計繰出金 	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計繰出金 市町村維持管理負担金 <ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料 一般会計繰出金
都市下水路 (一般会計)	<ul style="list-style-type: none"> 国費（交付金） 地方費 <ul style="list-style-type: none"> 地方債 市町村費 	市町村費

『令和7年版 下水道事業の手引き』第8章 下水道事業の財源計画 P601～、P612～を参照

※1 県内の公共下水道及び特定環境保全公共下水道の会計方式は第4章に掲載

※2 県の流域下水道は令和元年度から企業会計（一部適用）に移行済み

○受益者負担金・分担金

都市計画事業として施行される下水道事業については、都市計画法第75条に基づき、受益者負担金制度が採用されています。

また、都市計画事業として施行されない特定環境保全公共下水道事業等については、地方自治法第224条に基づき受益者負担金制度と同様の分担金制度が採用されています。

〔令和5年度市町財政の状況(静岡県総務部市町財政課)〕より

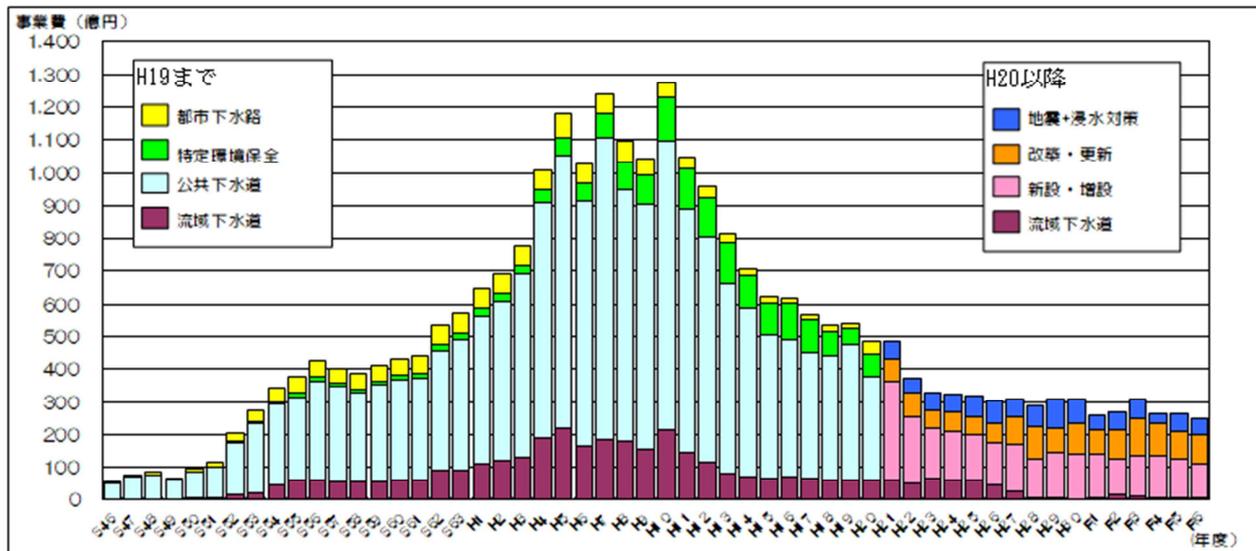
団体名	執行受益者負担金年月日	徴収額算定の考え方	徴収時期等の考え方
静岡市	H17.4.1	末端管渠単独事業費/負担区面積×1/5 単位負担金 1m当たり 178円～460円	供用開始の翌年度及び3年以内に事業施行予定区域 15回分割5ヵ年徴収(3期/年×5年=15回) 工事施行の翌年度
浜松市	S56.4.1	{(総事業費-先行投資額)×1/5}/負担区面積 ・1m当たり 121円～500円(旧天竜、旧京北、旧磯路、旧細江、旧引佐、旧三ヶ日) ・汚水ます1個当たり 220,000円(旧香野) ・1戸当たり 100,000円(旧佐久間、旧水窪)	20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回、旧し旧佐久間及び旧水窪は宅内排水設備接続時に一括徴収) 排水設備計画確認申請書提出後 農転等の場合等、管理者が必要であると認めるとき 徴収方法は上記と同じ
沼津市	S55.4.1	末端管渠単独事業費/賦課面積×1/5 単位負担金 1m当たり167円～336円(負担区ごと) 大便器又は兼用便器 1ヶにつき 20,000円	供用開始年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回) 接続する時点
熱海市	S50.8.1	大便器又は兼用便器 1ヶにつき 7,000円 管渠整備の一部×1/5以内	排水設備計画確認申請書提出後 供用開始年度
三島市	S45.1.1	単位負担金 1m当たり163円 末端管渠事業費/整備面積×1/10	20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回) 工事施行の翌年度20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
富士宮市	S54.7.1	単位負担金 1m当たり 142円・154円・156円・179円・217円・245円(負担区ごと) 総事業費-(管きょポンプ場、処理場最初沈殿池の雨水排水施設の事業費) +(処理場上屋施設、場内整備造園施設、管理人公舎等に要する建物事業費) ×1/5 単位負担金1m当たり200円	管きょ敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
伊東市	S46.4.1	(末端管渠単独事業費/負担区面積)×1/5 単位負担金 1m当たり530円	工事施行の翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
島田市	H17.5.5	(末端管渠単独事業費/負担区面積)×1/10 単位負担金 1m当たり250円	管渠敷設事業執行年度の翌年度 16回分割4ヵ年徴収(4期/年×4年=16回)
富士市	H16.4.1	(末端管渠単独事業費/負担区面積)×1/10 単位負担金 1m当たり250円	2年以内に供用開始する年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
磐田市(旧磐田市)	H17.4.1	末端管渠整備費(付帯工事費等除く)/整備面積 単位負担金 1m当たり360円、380円(負担区ごと)	2年以内に供用開始する年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
磐田市(旧福田町)	H17.4.1	末端管渠整備費(付帯工事費等除く)/整備面積 単位負担金 1m当たり360円、380円(負担区ごと)	2年以内に供用開始する年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
磐田市(旧竜洋町)	H17.4.1	末端管渠整備費(付帯工事費等除く)/整備面積 単位負担金 1m当たり210円、360円 1戸当たり 42,000円(負担区ごと)	2年以内に供用開始する年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
磐田市(旧豊田町)	H17.4.1	末端管渠整備費(付帯工事費等除く)/整備面積 単位負担金 1m当たり360円	2年以内に供用開始する年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
磐田市(旧豊岡村)	H17.4.1	末端管渠整備費相当額×1/3 単位負担金 ①戸別定額125,560円に、地積割額1m当たり88円 ②430㎡以下は、1m当たり380円	2年以内に供用開始する年度 16回分割4ヵ年徴収(4期/年×4年=16回)
焼津市	S52.12.22	末端管渠整備費×1/10 単位負担金 1m当たり 250円、360円、390円、350円、300円、270円	3年以内に供用開始する年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
掛川市(旧掛川市)	H17.4.1	(末端管渠単独事業費/負担区面積)×1/9以内 単位負担金 1m当たり430円	供用開始の告示後、一括納付又は5年間 20回の分割納付
掛川市(旧大東町)	H20.4.1	末端管渠単独事業費×1/9以内 単位負担金 公共ます1個当たり150,000円	供用開始の告示後、一括納付又は5年間 20回の分割納付
掛川市(旧大須賀町)	H17.4.1	末端管渠単独事業費×1/9以内 単位負担金 公共ます1個当たり150,000円	供用開始の告示後、一括納付又は5年間 20回の分割納付
藤枝市	S60.9.26	末端管渠の整備に要する費用の1/10+公共汚水樹設置費×1/2 単位負担金 1m当たり300円、350円(負担区ごと)	2年以内に供用を開始することが予定される区域 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年)
御殿場市	H3.6.15	末端管渠単独費×1/4 単位負担金 1mあたり500円 (賦課公告日から5年間は、380円/m)	供用開始の告示後、一括納付又は5年間 20回の分割納付
袋井市(旧袋井市)	H17.4.1	(末端管渠事業費/負担区面積)×1/5 単位負担金 1m当たり430円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
袋井市(旧浅羽町)	H17.4.1	(末端管渠事業費/負担区面積)×15% 単位負担金 公共ます1個当たり146,000円	管渠敷設事業執行翌年度 8回分割2ヵ年徴収(4期/年×2年=8回)
下田市	H3.4.1	単位負担金 1m当たり310円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
裾野市	H8.12.27	末端管渠整備費/負担区面積×1/4.5 単位負担金 1m当たり290円	工事施工の翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
湖西市(旧湖西市)	H12.10.1	(末端管渠整備費/負担区面積)×1/5 単位負担金 1m当たり410円	供用開始翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
湖西市(旧新居町)	H12.10.1	(末端管渠整備費/負担区面積)×1/5 単位負担金 1m当たり400円	供用開始翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
伊豆市(旧修善寺町)	S52.7.12	事業費÷排水面積×1/5 単位負担金 1m当たり175円～200円	工事執行年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
伊豆市(旧土肥町)	H9.4.1	1) 均等割額 建物1棟当たり 30,000円(新規加入は徴収しない) 2) 地積割額 1m当たり 152円(新規加入は350円) 3) 事業割額 ホテル、旅館等収容人員に応じて670千円～2,100千円、その他店舗等300千円～	全地域同時賦課 土肥排水区域 20回分割、5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回) 小土肥排水区域 16回分割、4ヵ年徴収(4期/年×4年=16回)
伊豆市(旧天城湯ヶ島町)	H8.4.1	(1) 均等割額 建物1棟当たり1,000,000円 (2) 地積割額 1m当たり500円 (3) 事業割額 1施設当たり50,000円(ホテル、旅館等は収容人員等に所定の金額を乗じて加算) (4) 新規加入の場合は、公共ますより基幹下水管接続事業に要した費用に1,000分の10を乗じて額を加算	施行年度 10回分割5ヵ年徴収(2期/年×5年=10回)
伊豆市(中伊豆町)	H11.4.1	総事業費の一定比率 一戸当たり (給水装置口径13mm) 190,000円 (給水装置口径20mm) 210,000円	宅内排水の本管接続時 6回分割3ヵ年徴収(2期/年×3年=6回)
御前崎市	H25.4.1	公共ます1個当たり10万円	供用開始の告示後、下水道を使用開始するまで一括納付又は3年以内の分割納付 宅内排水の本管接続時
菊川市	H16.3.24	総事業費の5% 単位負担金 公共ます1個当たり200,000円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
伊豆の国市	H17.4.1	末端管渠整備費×1/5 単位負担金 1m当たり180円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
牧之原市	H29.7.1	単位負担金 1戸当たり387,000円	宅内排水の本管接続時 農業集落排水処理施設使用開始届出書提出後 賦課対象区域の告示後 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
南伊豆町	H13.4.1	事業費×1/20 単位負担金 一般家庭 1戸当たり200,000円 一般家庭以外、建築用途別処理対象人員算定基準表で算定した人員に1万円を乗じて得た金額に20万円を加えた額 (末端管渠単独事業費×1/5)/認可面積	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
函南町	S59.3.21	単位負担金 1m当たり180円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
清水町	H5.8.13	末端管渠単独事業費×1/5 単位負担金 1m当たり210円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
長泉町	R3.1.1	末端管渠単独整備費÷賦課可能面積×1/5 単位負担金 1m当たり217円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
小山町	H9.4.1	末端管渠整備費/負担区面積×1/5 単位負担金 1m当たり450円	3年以内に供用開始することが予定されている区域 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
吉田町	H7.4.1	(末端管渠整備費/認可区域面積)×1/5 単位負担金 1m当たり320円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
森町	H20.4.1	末端管渠事業費×10% 単位負担金 公共ます1個当たり200,000円	賦課対象区域の告示後、全額一括納付、1年分一括納付、分割納付(2ヵ年徴収:4期/年×2年=8回)のいずれか

(6) 下水道建設事業費の推移

(単位：百万円)

年度	流域下水道	公共下水道	特定環境保全	都市下水道		総事業費計
			公共下水道	国庫補助	県費補助	
S46	—	5,346	—	376	75	5,797
S47	—	7,044	—	440	225	7,709
S48	100	7,512	—	479	390	8,481
S49	120	5,849	—	476	300	6,745
S50	660	7,822	—	965	240	9,687
S51	562	9,348	20	1,088	435	11,453
S52	1,474	15,990	278	1,928	675	20,345
S53	2,062	21,096	616	2,735	690	27,199
S54	4,683	24,763	430	3,162	1,170	34,208
S55	6,074	25,400	1,052	3,540	1,650	37,716
S56	6,305	29,799	1,417	3,145	2,100	42,766
S57	5,632	29,089	793	2,531	2,100	40,145
S58	5,827	26,966	1,046	2,850	2,100	38,789
S59	5,876	29,139	1,284	2,778	2,190	41,267
S60	6,296	30,301	1,506	2,807	2,205	43,115
S61	6,336	30,674	1,697	3,112	2,385	44,204
S62	9,309	36,361	1,632	3,574	2,490	53,366
S63	9,126	39,654	2,154	3,657	2,611	57,202
H1	11,072	45,557	2,017	3,260	2,880	64,786
H2	11,842	49,224	2,154	2,697	3,387	69,304
H3	12,954	56,029	2,782	2,646	3,186	77,597
H4	19,104	71,853	3,690	2,736	3,588	100,971
H5	21,753	83,537	5,145	3,213	4,231	117,879
H6	16,295	74,888	5,465	1,782	4,206	102,636
H7	18,461	92,302	7,387	1,901	4,084	124,135
H8	18,013	76,972	8,345	2,030	4,263	109,623
H9	15,640	74,621	8,964	1,016	3,747	103,988
H10	21,285	88,508	13,124	803	3,756	127,476
H11	14,522	74,531	12,182	622	2,829	104,686
H12	11,499	69,067	11,863	744	2,376	95,549
H13	7,999	58,206	12,639	523	1,998	81,365
H14	7,126	51,677	9,962	200	1,839	70,804
H15	6,374	44,048	9,889	325	1,743	62,379
H16	6,893	42,247	11,000	315	1,492	61,947
H17	6,807	38,503	9,868	200	1,590	56,968
H18	6,076	38,218	7,283	75	1,590	53,242
H19	5,979	41,492	5,088	75	1,320	53,954
年度	流域下水道	公共下水道				総事業費計
		新設・増設	改築・更新	地震対策	浸水対策	
H20	6,078	31,353	6,965	1,943	1,988	48,327
H21	6,247	30,003	6,986	2,916	2,352	48,504
H22	5,346	19,999	7,299	2,223	2,087	36,954
H23	6,729	15,022	5,445	2,257	3,050	32,503
H24	6,274	14,744	5,687	2,925	2,488	32,118
H25	6,110	13,816	5,663	2,688	3,333	31,610
H26	4,811	12,790	5,950	2,941	3,694	30,186
H27	2,510	14,595	8,108	2,234	3,129	30,576
H28	838	11,879	9,748	2,575	3,547	28,587
H29	911	13,385	7,835	2,396	6,013	30,541
H30	351	13,594	9,328	2,959	4,453	30,685
R1	898	12,964	7,322	2,066	2,794	26,044
R2	1,887	10,868	8,893	1,395	3,882	26,925
R3	1,281	12,471	10,985	2,218	3,865	30,820
R4	933	12,424	10,015	1,492	1,378	26,242
R5	905	11,437	8,603	2,105	3,165	26,215
R6	874	10,148	9,111	2,181	2,537	24,851

※H20以降は集計方法を変更しました



○静岡県の下水道処理人口普及率（令和6年度末）

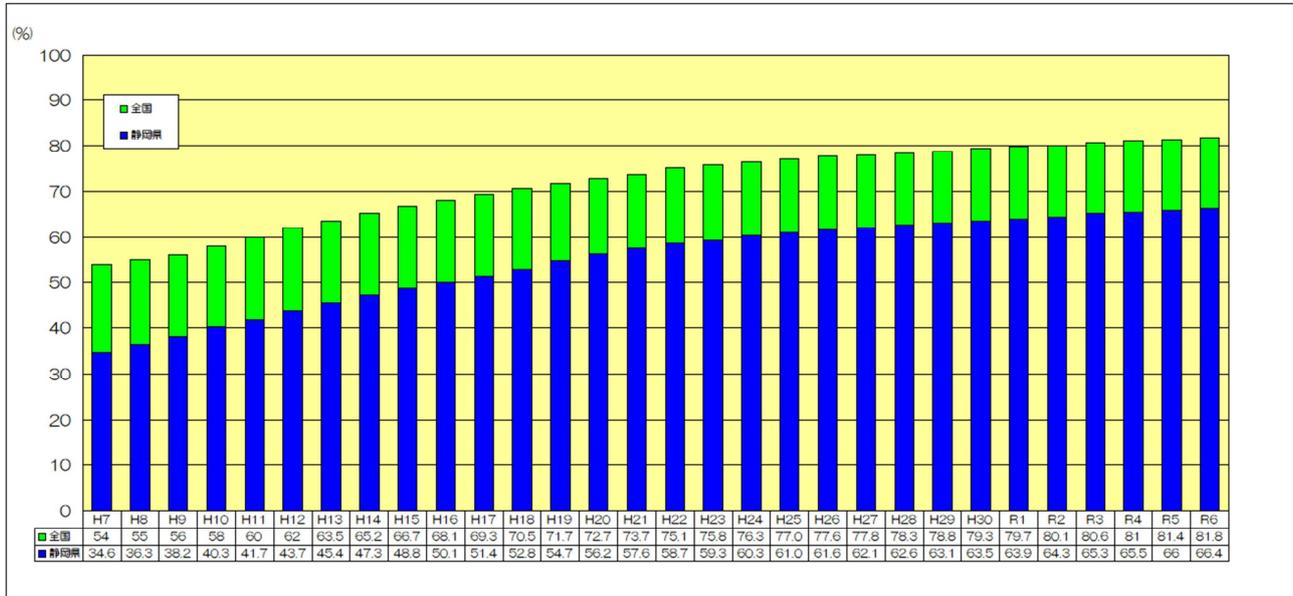
令和7年3月31日現在

市町の別	事業実施・未実施の別	供用・未供用の別	市町名	人	処 理 人 口	処 理 面 積	人 口 普 及 率
				(人)	(人)	(ha)	(%)
				(A)	(B)		(B/A)
市 (23市)	事業実施中 (22市)	供用中 (22市)	静岡市	670,258	593,525	9,080.9	88.6%
			浜松市	781,011	640,388	14,255.1	82.0%
			沼津市	184,563	116,463	2,147.0	63.1%
			熱海市	33,000	22,714	790.7	68.8%
			三島市	104,401	89,280	1,367.7	85.5%
			富士宮市	126,348	69,039	1,519.5	54.6%
			伊東市	63,974	24,569	608.7	38.4%
			島田市	94,270	11,727	240.4	12.4%
			富士市	245,514	197,187	4,443.0	80.3%
			磐田市	164,914	145,816	3,439.1	88.4%
			焼津市	134,668	27,980	550.4	20.8%
			掛川市	114,678	42,216	1,164.5	36.8%
			藤枝市	139,290	60,941	1,122.2	43.8%
			御殿場市	82,979	33,512	636.0	40.4%
			袋井市	87,635	41,999	1,025.7	47.9%
			下田市	19,016	8,434	289.7	44.4%
			裾野市	48,375	23,640	412.3	48.9%
			湖西市	56,971	25,484	590.7	44.7%
			伊豆市	27,404	15,484	625.5	56.5%
			御前崎市	29,479	13,052	744.2	44.3%
			菊川市	46,961	14,527	365.2	30.9%
	伊豆の国市	45,791	31,765	829.8	69.4%		
事業未着手（1市）				41,970			
市 計				3,343,470	2,249,742	46,248	67.3%
町 (12町)	事業実施中 (7町)	供用中 (7町)	南伊豆町	7,259	2,224	118.6	30.6%
			函南町	36,006	27,340	503.3	75.9%
			清水町	31,501	26,868	462.2	85.3%
			長泉町	43,480	35,300	503.3	81.2%
			小山町	16,766	3,403	202.3	20.3%
			吉田町	28,844	11,491	316.7	39.8%
			森町	16,871	5,929	217.4	35.1%
	事業未着手（5町）				35,108		
町 計				215,835	112,555	2,324	52.1%
県 計（35市町中29市町事業実施）				3,559,305	2,362,297	48,572	66.4%

※行政人口は、H24.7法改正により住民基本台帳人口は『外国人込み』
処理人口は供用開始公示済み人口であり、令和7年4月1日公示分を含む。

○全国と静岡県の下水道処理人口普及率の推移

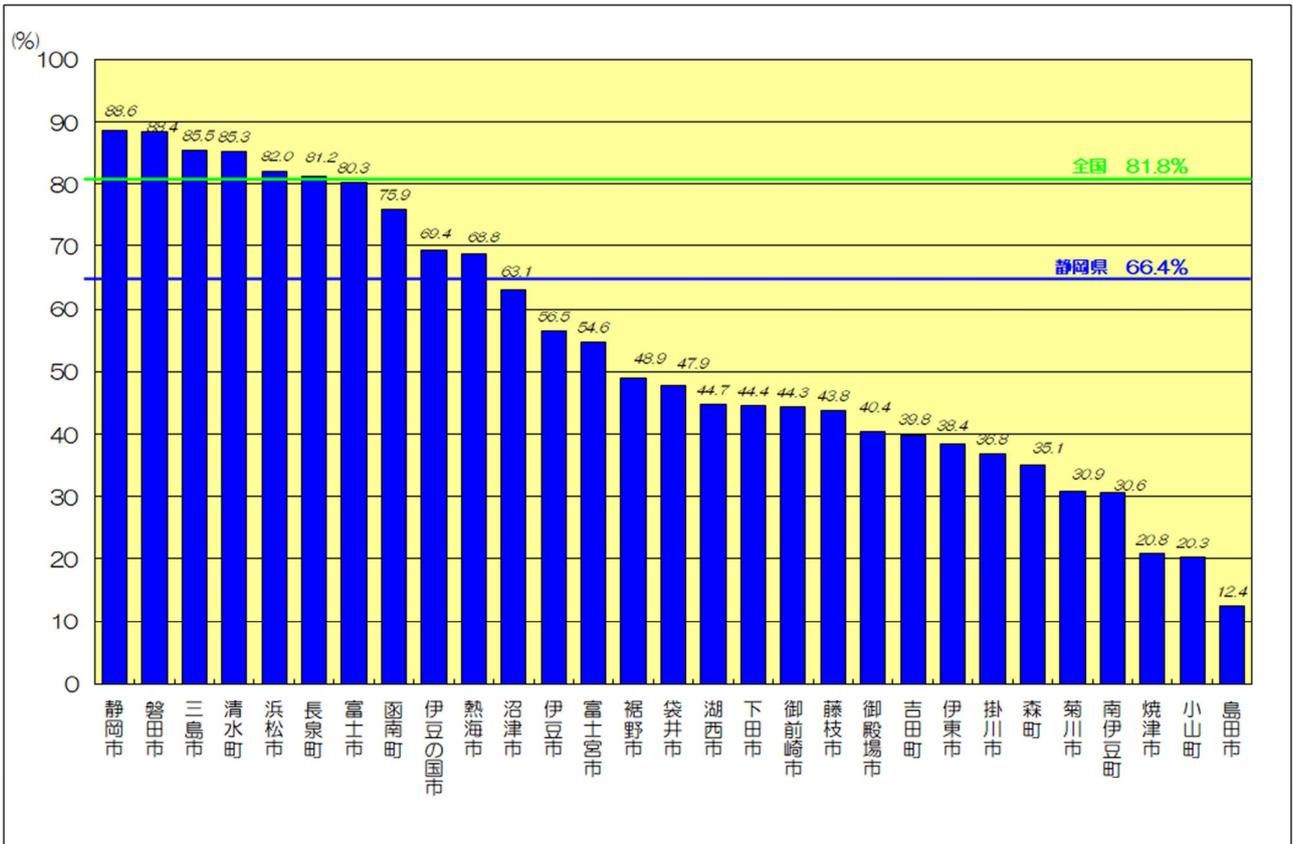
(令和7年3月31日現在)



※ 静岡県の下水道処理人口普及率は、全国平均が0.4%増加、本県も0.4%増加となっています。

○県内市町における令和6年度末下水道処理人口普及率の比較

(令和7年3月31日現在)



3-2 公共下水道事業

○公共下水道の事業概要

: 統廃合もしくは公共関連
 : 流域下水道

市町名	処理区名	処理場名	敷地面積 (ha)	都市計画法				下水道法		供用開始 年月	放流先
				計画決定		事業認可		事業計画			
				当初	現行	当初	現行	当初	現行		
静岡市	高松処理区	高松浄化センター	4.36	S31.8.31	R4.12.9	S31.8.2	R6.3.1	T12.2.20	R6.3.1	S35.11	二級河川浜川
	南部処理区	清水南部浄化センター	2.64	S32.9.9	R4.12.9	S32.9.9	R6.3.1	S30.11.11	R6.3.1	S47.4	清水港
	城北処理区	城北浄化センター	5.93	S45.3.26	R4.12.9	S45.3.31	R6.3.1	S5.1.8	R6.3.1	S52.4	二級河川巴川
	北部処理区	清水北部浄化センター	2.55	S50.2.28	R4.12.9	S50.5.23	R6.3.1	S50.5.28	R6.3.1	S56.11	清水港
	中島処理区	中島浄化センター	16.08	S50.2.25	R4.12.9	S52.2.3	R6.3.1	S51.12.23	R6.3.1	S60.10	一級河川安倍川
	長田処理区	長田浄化センター	3.46	H4.6.26	R4.12.9	H6.7.26	R6.3.1	H6.5.2	R6.3.1	H14.6	一級河川丸子川
	静清処理区	静清浄化センター	4.23	S63.12.27	R4.12.9	H1.4.12	R6.3.1	H1.8.21	R6.3.1	H9.6	二級河川巴川
浜松市	中部処理区	中部浄化センター	9.54	S34.8.13	R3.3.23	S34.8.13	R3.3.31	S34.3.2	R5.3.22	S41.10	二級河川馬込川
	館山寺処理区	館山寺浄化センター	2.85	S58.8.5	R3.3.23	S58.10.11	R3.3.31	S58.12.1	R5.3.22	S62.7	館山寺排水路 (浜名湖)
	井伊谷処理区	井伊谷浄化センター	0.91	H2.3.23	R3.3.23	H2.11.13	R3.3.31	H2.9.28	R5.3.22	H8.10	井伊谷1号雨水幹線 (二級河川井伊谷川)
	細江処理区	細江浄化センター	1.37	H4.3.23	R3.3.23	H5.1.26	R3.3.31	H5.1.19	R5.3.22	H11.1	二級河川都田川
	三ヶ日処理区	三ヶ日浄化センター	2.51	H19.4.1	R3.3.23	H20.3.28	R3.3.31	H10.1.26	R5.3.22	H18.10	二級河川釣橋川
	浦川処理区	浦川浄化センター	0.39					H2.12.20	R5.3.22	H8.4	大千瀬川
	佐久間処理区	佐久間浄化センター	0.49					H9.12.26	R5.3.22	H14.11	一級河川天竜川
	城西処理区	城西浄化センター	0.40					H15.8.12	R5.3.22	H20.3	一級河川水窪川
	気田処理区	気田浄化センター	0.41					H7.1.12	R5.3.22	H12.11	一級河川気田川
	西遠処理区	西遠浄化センター	28.06	S55.8.5	R3.3.23	S55.9.12	R3.3.31	S52.12.20	R5.3.22	S61.10	二級河川馬込川

令和7年3月31日現在

計画放流水質(mg/L)			処理方法		処理面積(ha)			処理人口(人)			施設能力(m3/日最大)	
BOD	T-N	T-P			全体計画	事業計画	供用開始済	全体計画	事業計画	処理人口(現況)	全体計画	現有施設
15			合流式	標準活性汚泥法	705.0	705.0	704.3	60,700	61,500	64,891	38,500	191,500
15			一部合流式	標準活性汚泥法	947.0	767.9	820.4	35,900	33,700	40,255	22,000	45,600
15			一部合流式	標準活性汚泥法	984.0	984.0	925.3	70,400	71,300	73,491	35,500	54,000
15			一部合流式	標準活性汚泥法	498.6	444.2	349.0	17,100	16,000	17,476	11,100	15,100
15				標準活性汚泥法	2,725.9	2,696.8	2,591.6	156,500	158,400	168,819	87,300	101,200
15				標準活性汚泥法	1,046.0	1,046.0	922.3	57,500	58,300	58,839	30,500	25,620
15				標準活性汚泥法	3,244.3	3,141.3	2,768.2	170,500	169,000	169,754	96,500	83,750
15				標準活性汚泥法	1,557.0	2,400.0	2,291.4	76,478	137,737	141,972	124,000	124,000
5	10	2		凝集剤併用型 嫌気-硝化内生脱窒法	499.0	499.0	407.4	8,450	8,437	7,163	9,000	9,000
6	14	2	一部特環	凝集剤併用 担体添加型硝化脱窒法	203.0	269.0	179.4	3,250	6,156	5,659	3,400	3,400
6	20	3		凝集剤併用型循環 式硝化脱窒法	446.0	379.0	305.0	11,440	12,342	11,100	7,200	4,800
6	19	2		凝集剤併用型高度 処理オキシデー ションディッチ法	199.0	199.0	116.0	3,130	4,486	2,849	3,600	1,800
15			特環	オキシデー ション ディッチ法	89.0	38.0	32.3	640	620	459	800	800
15			特環	オキシデー ション ディッチ法	70.0	70.0	64.2	930	1,000	670	1,155	1,155
15			特環	膜分離活性汚泥法	74.0	74.0	73.1	1,220	1,360	1,267	1,375	1,375
15			特環	オキシデー ション ディッチ法	87.0	87.0	82.0	1,280	1,350	1,083	1,300	1,300
15			一部特環	標準活性汚泥法	14,364.0	13,399.0	10,704.3	456,482	483,151	468,166	300,000	200,000

市町名	処理区名	処理場名	敷地面積 (ha)	都市計画法				下水道法		供用開始 年月	放流先
				計画決定		事業認可		事業計画			
				当初	現行	当初	現行	当初	現行		
沼津市	中部処理区	中部浄化プラント	2.03	S42.7.13	H23.3.29	S42.11.9	R6.3.15	S42.6.19	R6.3.15	S53.11	一級河川観音川
	内浦処理区	重須浄化センター	0.82	S56.1.6	H23.3.29	S56.3.27	R6.3.15	S56.3.5	R6.3.15	S61.3	準用河川益山川 (二級河川陰野川)
	狩野川左岸処理区	南部浄化センター	4.14	H7.7.31	H7.7.31	H7.12.22	R6.3.15	H7.12.1	R6.3.15	H16.3	駿河湾
	久連処理区	久連浄化センター	0.12					S51.8.30	R6.3.15	S54.4	普通河川久連川
	戸田処理区	戸田浄化センター	0.43					H15.9.2	R6.3.15	H20.3	雨水排水路 (二級河川大川)
	西部処理区	(狩野川西部浄化センター)		S62.3.23	H6.7.1	S62.6.9	R6.2.26	S62.6.2	R6.2.26	H6.6	流域関連：狩野川流域下水道
熱海市	熱海処理区	熱海市浄水管理センター	5.82	S32.9.9	H10.3.10	S32.9.9	R4.3.29	S26.1.11	R4.3.29	S60.7	相模灘
	泉処理区	(湯河原町浄水センター)		S58.1.6	H5.3.27	S58.1.6	R4.3.29	S58.4.28	R4.3.29	S61.4	公共関連：湯河原町公共下水道
三島市	三島処理区	三島終末処理場	3.97	S39.6.18	R5.2.10	S43.8.12	R7.3.4	S43.9.19	R7.3.4	S51.11	一級河川狩野川
	西部処理区	(狩野川西部浄化センター)		S61.12.24	R5.2.10	H2.12.25	R6.2.26	H2.12.18	R6.2.26	H14.6	流域関連：狩野川流域下水道
富士宮市	富士宮処理区	星山浄化センター	4.36	S45.9.30	H15.1.14	S45.11.24	R6.3.19	S45.10.22	R6.3.19	S57.4	一級河川富士川
伊東市	伊東処理区	湯川終末処理場	2.93	S32.9.9	H8.3.29	S32.9.9	R4.3.29	S33.3.11	R4.3.29	S49.8	伊東港
	荻・十足処理区	かわせみ浄化センター	1.40					H12.2.23	R4.3.29	H18.3	二級河川伊東大川
島田市	島田処理区	島田浄化センター	3.83	S63.3.23	H17.10.28	S63.6.21	R7.3.25	S63.3.28	R7.3.25	H7.4	一級河川大井川
富士市	西部処理区	西部浄化センター	5.33	S47.12.6	H16.3.11	S47.12.19	R7.3.11	S48.6.27	R7.3.11	S55.4	一級河川富士早川
	東部処理区	東部浄化センター	11.57	S57.1.4	R6.10.1	S57.3.5	R7.3.11	S57.2.25	R7.3.11	H2.4	一級河川沼川
磐田市	豊岡処理区	豊岡クリーンセンター	2.38	H6.6.28	H27.4.1	H7.1.13	R7.3.11	H6.12.27	R7.3.11	H13.3	松木1号排水路
	磐南処理区	磐南浄化センター	13.02	S56.4.3	H29.3.31	S56.6.11	R7.3.11	S56.7.9	R7.3.11	H2.6	二級河川 旧ぼろ僧川
焼津市	汐入処理区	汐入下水処理場	2.83	S44.12.1	R6.3.5	S45.1.9	R6.3.26	S44.9.29	R6.3.26	S55.7	焼津漁港
掛川市	掛川処理区	掛川浄化センター	2.70	H5.9.22	H13.5.17	H6.1.25	R7.3.11	H5.12.28	R7.3.4	H13.3	二級河川逆川
	大東処理区	大東浄化センター	1.90	H7.11.13	R5.2.1	H8.1.30	R6.3.26	H8.1.29	R7.3.4	H13.4	普通河川同所川
	大須賀処理区	大須賀浄化センター	3.40	H6.12.27	H19.5.18	H7.1.17	R7.3.11	H7.1.12	R7.3.4	H17.3	二級河川坊主淵川
藤枝市	藤枝処理区	藤枝市浄化センター	5.21	S50.3.3	H21.3.31	S50.12.26	R5.3.24	S51.1.17	R5.3.24	S60.12	二級河川瀬戸川

令和7年3月31日現在

計画放流水質(mg/L)			処理方法		処理面積(ha)			処理人口(人)			施設能力(m3/日最大)	
BOD	T-N	T-P			全体計画	事業計画	供用開始済	全体計画	事業計画	処理人口(現況)	全体計画	現有施設
15			一部合流式	標準活性汚泥法	196.2	334.0	332.8	8,340	19,290	20,212	19,866	26,460
15				長時間エアレーション法	51.7	51.7	51.7	1,790	1,840	1,420	2,687	2,687
15			一部特環	標準活性汚泥法	673.6	643.4	466.1	32,210	31,820	21,386	26,000	26,700
15			特環	長時間エアレーション法	9.5	9.5	9.5	290	300	234	612	612
15			特環	膜分離活性汚泥法	86.0	86.0	71.3	2,320	2,380	1,643	2,140	2,140
			一部特環		2,620.4	1,650.1	1,215.6	112,560	77,530	71,568		
15				標準活性汚泥法	1,041.4	924.0	722.9	23,900	21,700	22,086	45,000	45,000
					106.0	105.0	67.4	1,300	1,400	1,027		
15				標準活性汚泥法	1,026.0	946.6	792.8	49,400	46,700	48,383	30,800	29,300
					796.0	719.3	574.8	44,000	43,200	40,897		
15				標準活性汚泥法	2,747.5	1,816.8	1,519.4	73,100	69,290	69,039	51,000	35,850
15			一部合流式	標準活性汚泥法	1,082.0	720.9	521.6	31,300	22,660	21,508	44,500	40,600
15			特環	オキシデーションディッチ法	271.0	143.9	87.1	5,500	4,050	3,061	2,100	1,600
15				標準活性汚泥法	1,087.0	286.0	240.4	39,150	13,490	11,727	20,500	6,825
15				標準活性汚泥法	2,853.5	2,851.0	2,323.0	108,100	101,685	106,627	80,100	50,750
15				標準活性汚泥法	3,137.6	2,528.0	2,091.0	94,200	75,595	90,313	79,300	55,800
15			特環	オキシデーションディッチ法	315.0	299.0	285.0	8,100	8,130	8,082	4,700	3,300
15			一部特環	標準活性汚泥法	4,070.0	3,638.0	3,131.4	134,200	139,810	137,951	73,000	66,000
15				標準活性汚泥法	1,138.0	581.0	550.4	48,200	31,000	27,980	26,100	20,000
15				標準活性汚泥法	1,889.5	650.0	498.0	53,490	27,091	23,878	26,050	13,600
15			一部特環	オキシデーションディッチ法	616.0	616.0	448.0	10,050	12,582	10,490	4,930	5,900
15				オキシデーションディッチ法	448.0	303.0	239.5	7,130	7,823	7,848	3,850	4,100
15				標準活性汚泥法	2,435.0	1,239.4	1,122.2	86,200	59,220	60,941	48,400	32,325

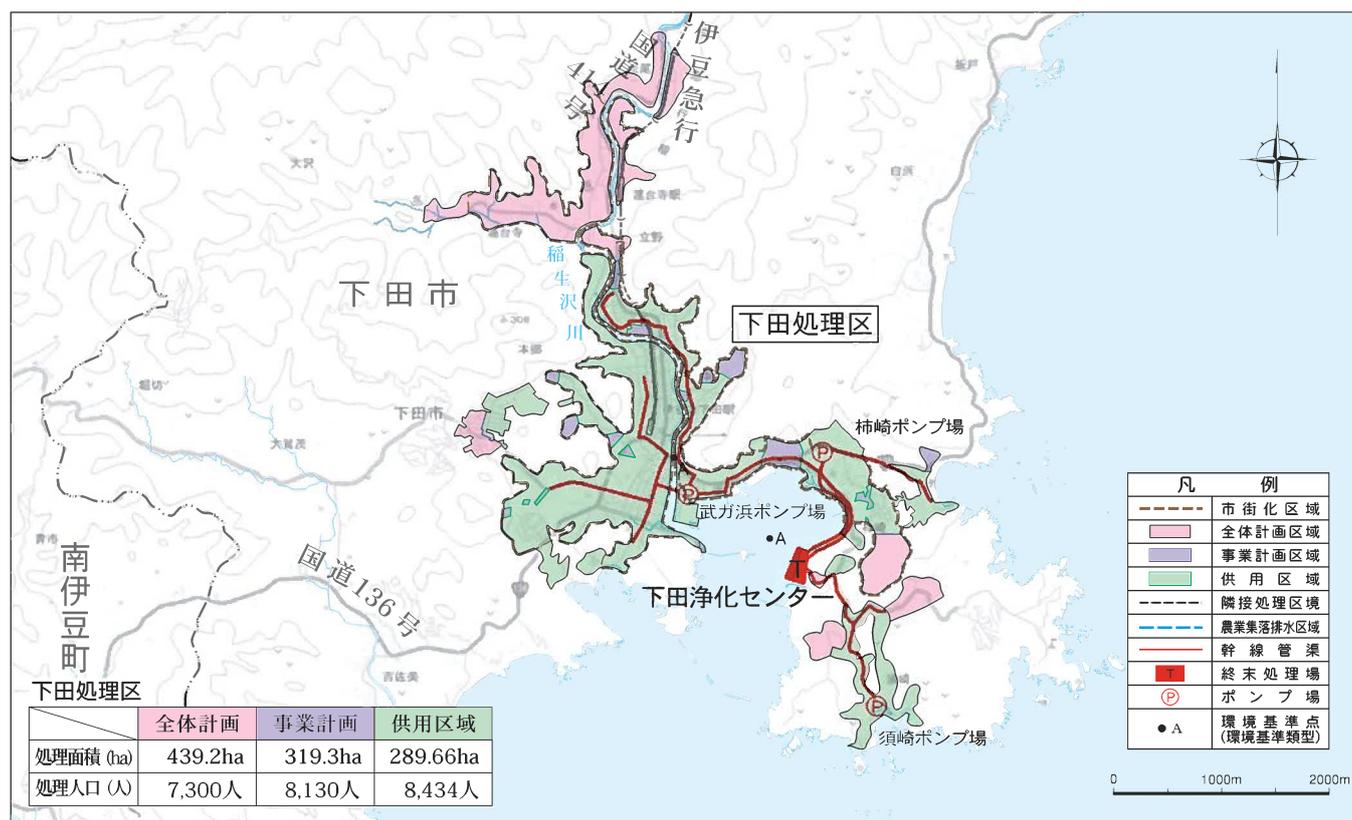
市町名	処理区名	処理場名	敷地面積 (ha)	都市計画法				下水道法		供用開始 年月	放流先
				計画決定		事業認可		事業計画			
				当初	現行	当初	現行	当初	現行		
御殿場市	御殿場処理区	御殿場浄化センター	3.79	S62.7.31	H4.12.25	S62.12.11	R5.3.24	S62.12.11	R6.12.25	H6.3	一級河川黄瀬川
	富士岡処理区	富士岡浄化センター		S62.7.31	H4.12.25					未定	
袋井市	袋井処理区	袋井浄化センター	5.67	H4.9.29	H30.3.26	H5.1.29	R5.7.21	H5.1.28	R5.7.21	H11.4	準用河川松橋川
	浅羽処理区	アクアパークあさば	3.38	H7.7.26	H30.3.26	H7.12.22	R5.7.21	H7.12.14	R5.7.21	H14.4	普通河川新堀川
下田市	下田処理区	下田浄化センター	3.05	S49.3.23	H26.10.1	S49.3.23	R7.3.28	S49.3.28	R7.3.28	H4.5	下田港
裾野市	西部処理区	(狩野川西部浄化センター)		H2.3.24	H7.4.4	H2.12.25	R6.2.26	H2.12.18	R6.2.26	H10.10	流域関連：狩野川流域下水道
湖西市	浜名湖処理区	湖西浄化センター	6.38	H6.7.1	R4.3.1	H6.12.20	R3.7.20	H6.12.15	R3.7.20	H13.3	浜名湖
	新居処理区	新居浄化センター	3.40	H6.6.27	R4.3.1	H6.12.20	R3.7.20	H6.12.15	R3.7.20	H13.3	浜名川
伊豆市	土肥処理区	土肥浄化センター	1.44					S51.12.23	R6.3.26	S61.4	駿河湾
	湯ヶ島処理区	湯ヶ島クリーンセンター	0.33					H2.1.16	R6.3.26	H8.4	一級河川長野川
	白岩処理区	白岩浄化センター	1.93					H4.10.2	R6.3.26	H11.4	一級河川大見川
	東部処理区	(狩野川東部浄化センター)		S48.8.11	H29.3.31	S49.2.5	R6.2.26	S48.10.30	R6.2.26	S60.10	流域関連：狩野川流域下水道
御前崎市	池新田処理区	池新田浄化センター	1.75	H3.3.7	H21.2.27	H3.10.8	R5.3.24	H3.9.24	R5.3.24	H7.7	新野川右岸 第1排水区第1幹線
	高松処理区	高松浄化センター	1.79	H5.9.22	H21.2.27	H6.11.29	R5.3.24	H6.11.11	R5.3.24	H11.4	西村川
菊川市	菊川処理区	菊川浄化センター	1.22	H10.2.19	H14.10.9	H11.1.8	R6.3.26	H10.12.24	R6.3.26	H17.3	一級河川西方川
伊豆の国市	東部処理区	(狩野川東部浄化センター)		S53.1.14	H29.3.13	S49.2.5	R6.2.26	S51.11.12	R6.2.26	S60.10	流域関連：狩野川流域下水道
南伊豆町	湊・手石・ 下賀茂処理区	南伊豆クリーンセンター	0.81	H5.12.24	H18.8.25	H6.1.25	R7.3.28	H5.12.18	R7.3.28	H13.4	二級河川青野川
函南町	東部処理区	(狩野川東部浄化センター)		S51.7.17	H19.3.19	S51.11.5	R6.2.26	S51.10.12	R6.2.26	S60.10	流域関連：狩野川流域下水道
	間宮処理区	(三島終末処理場)		H4.12.21	H4.12.21	H14.2.22	R6.3.26	H14.2.22	R6.3.26	H16.3	公共関連：三島市公共下水道
清水町	西部処理区	(狩野川西部浄化センター)		S62.12.25	H7.4.4	S63.3.15	R6.2.26	S63.3.10	R6.2.26	H6.6	流域関連：狩野川流域下水道
	狩野川左岸 処理区	(南部浄化センター)		H7.7.17	H7.7.17	H18.3.31	R6.3.22	H18.3.31	R6.3.22	H22.10	公共関連：沼津市公共下水道
	徳倉処理区	(南部浄化センター)		S55.7.31	H7.7.17	S55.9.5	S55.9.5	S44.2.10	S55.8.21	S42.2	H22.10 狩野川左岸 処理区に統合
	三島処理区	(三島終末処理場)						H30.11.16	R6.3.22	R3.3	公共関連：三島市公共下水道
長泉町	西部処理区	(狩野川西部浄化センター)		S62.10.1	R6.2.29	S62.12.22	R6.2.26	S62.12.9	R6.2.26	H6.6	流域関連：狩野川流域下水道
小山町	須走処理区	須走浄化センター	2.51	H5.6.29	H5.6.29	H5.9.14	R7.3.21	H5.9.6	R7.3.21	H11.4	二級河川小山佐野川
吉田町	吉田処理区	吉田浄化センター	2.30	H1.10.5	R5.8.22	H2.1.8	H30.3.30	H2.1.8	H30.3.30	H7.3	二級河川坂口谷川
森町	森処理区	森町浄化センター	1.18	H16.7.5	R6.11.18	H16.9.10	R7.3.25	H16.9.10	R7.3.25	H21.3	準用河川第2小藪川

令和7年3月31日現在

計画放流水質(mg/L)			処理方法	処理面積(ha)			処理人口(人)			施設能力(m3/日最大)		
BOD	T-N	T-P		全体計画	事業計画	供用開始済	全体計画	事業計画	処理人口(現況)	全体計画	現有施設	
15				標準活性汚泥法 オキシデーション ディッチ法	892.0	648.0	636.0	39,580	32,060	31,593	23,500	13,000
					118.0			4,800				
15			一部特環	標準活性汚泥法	1,540.0	867.0	717.2	43,000	32,600	31,516	20,000	15,000
15			一部特環	標準活性汚泥法	344.0	321.0	308.5	10,500	10,600	10,483	4,500	6,600
15				標準活性汚泥法	439.2	320.9	289.7	7,300	8,130	8,434	8,800	9,200
					481.6	462.1	412.3	20,600	26,210	23,640		
15	15	2	一部特環	有機物及び凝集剤 併用型循環式硝化 脱窒法	759.0	572.5	377.2	27,313	20,780	15,696	13,450	8,500
8	15	2	一部特環	凝集剤併用型硝化 内生脱窒法	387.2	284.1	213.6	11,589	10,370	9,788	4,960	2,480
15			特環	標準活性汚泥法	137.0	99.1	99.1	2,600	1,580	1,711	2,990	2,416
15			特環	回分式活性汚泥法	81.0	81.0	81.0	1,500	970	1,061	1,202	1,202
15			特環	オキシデーション ディッチ法	232.6	137.0	136.6	4,900	2,890	3,229	3,134	2,089
			一部特環		449.5	386.5	308.8	10,400	10,280	9,524		
15			一部特環	オキシデーション ディッチ法	929.1	582.5	581.2	10,730	11,400	10,302	5,900	5,900
15			特環	オキシデーション ディッチ法	211.0	161.7	159.2	3,050	2,780	2,937	1,900	1,900
15			一部特環	酸素活性汚泥法	760.0	429.0	365.2	19,100	15,490	14,527	9,100	6,850
			一部特環		1,206.0	1,058.6	829.8	35,000	36,790	31,765		
15				嫌気好気ろ床法	125.0	127.5	118.6	2,070	2,040	2,125	1,920	1,920
			一部特環		782.0	579.0	495.3	29,900	23,200	27,285		
					52	52	5.1	250	250	322		
					519.4	437.5	340.7	20,050	18,600	17,423		
					199.0	177.7	120.9	11,100	11,140	9,407		
					0.6	0.6	0.6	50	50	38		
					741.3	561.7	501.0	37,700	31,560	34,988		
15				オキシデーション ディッチ法	215.0	215.0	202.3	3,600	3,600	3,197	3,000	4,000
15				標準活性汚泥法	379.0	379.0	316.7	11,927	12,296	11,491	5,700	3,200
15				嫌気好気ろ床法	217.4	217.4	213.6	5,000	5,400	5,929	3,090	3,090

※(P37~P64共通) 地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです

下田市



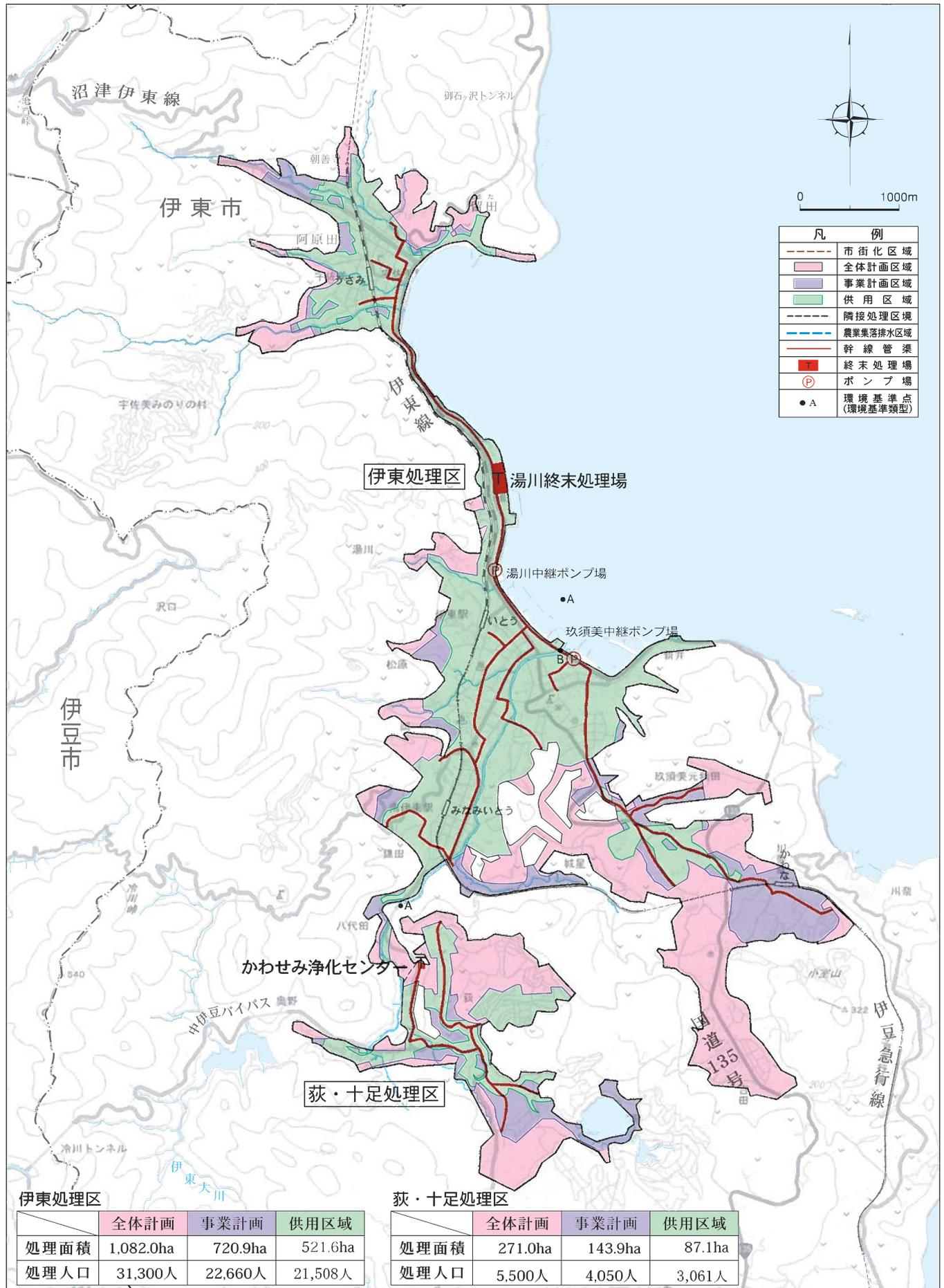
南伊豆町

地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



伊東市

地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです

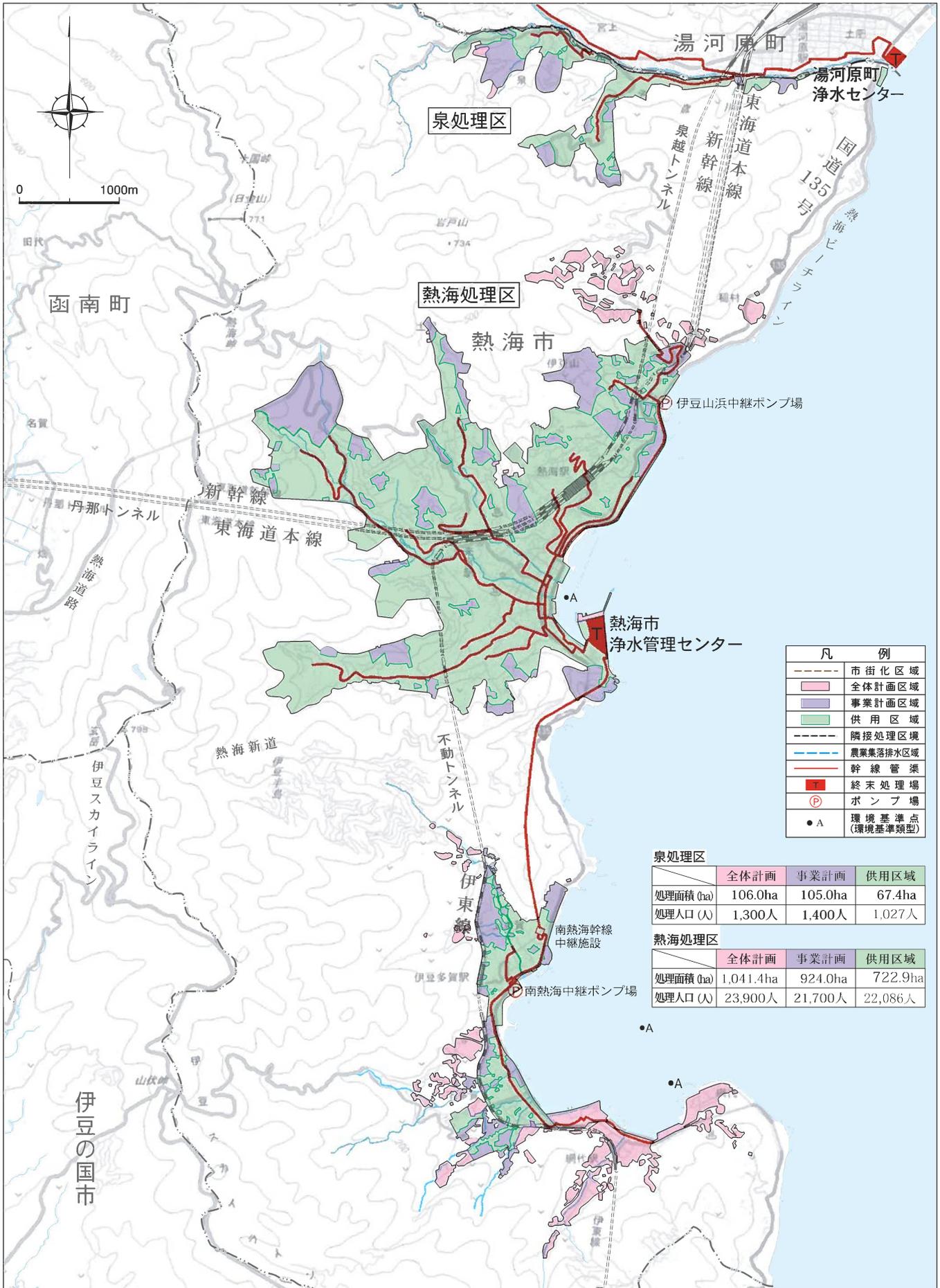


伊東処理区

	全体計画	事業計画	供用区域
処理面積	1,082.0ha	720.9ha	521.6ha
処理人口	31,300人	22,660人	21,508人

荻・十足処理区

	全体計画	事業計画	供用区域
処理面積	271.0ha	143.9ha	87.1ha
処理人口	5,500人	4,050人	3,061人

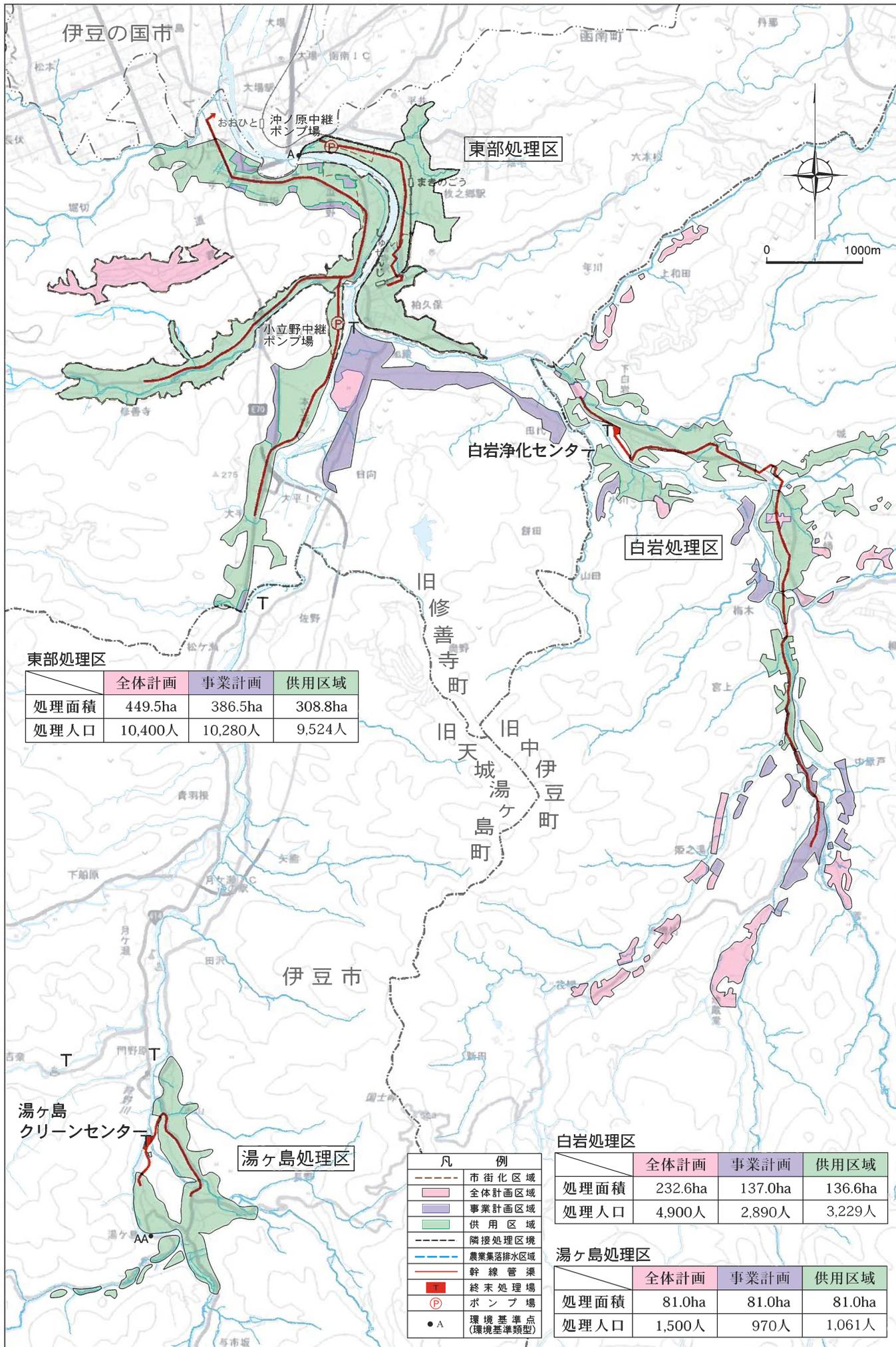


凡 例	
	市街化区域
	全体計画区域
	事業計画区域
	供用区域
	隣接処理区境
	農業集落排水区域
	幹線管渠
	終末処理場
	ポンプ場
	環境基準点 (環境基準類型)

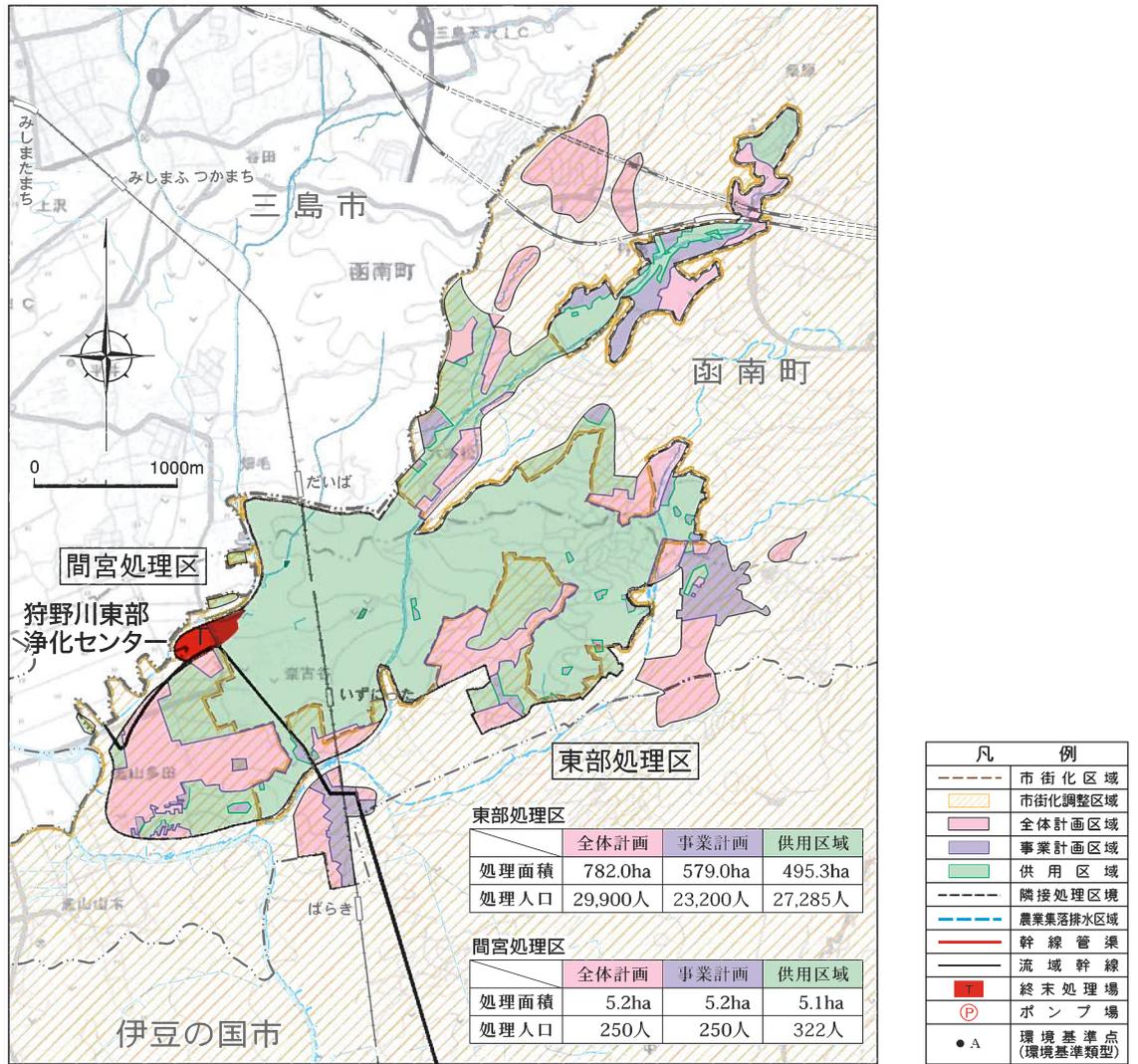
泉処理区			
	全体計画	事業計画	供用区域
処理面積 (ha)	106.0ha	105.0ha	67.4ha
処理人口 (人)	1,300人	1,400人	1,027人

熱海処理区			
	全体計画	事業計画	供用区域
処理面積 (ha)	1,041.4ha	924.0ha	722.9ha
処理人口 (人)	23,900人	21,700人	22,086人

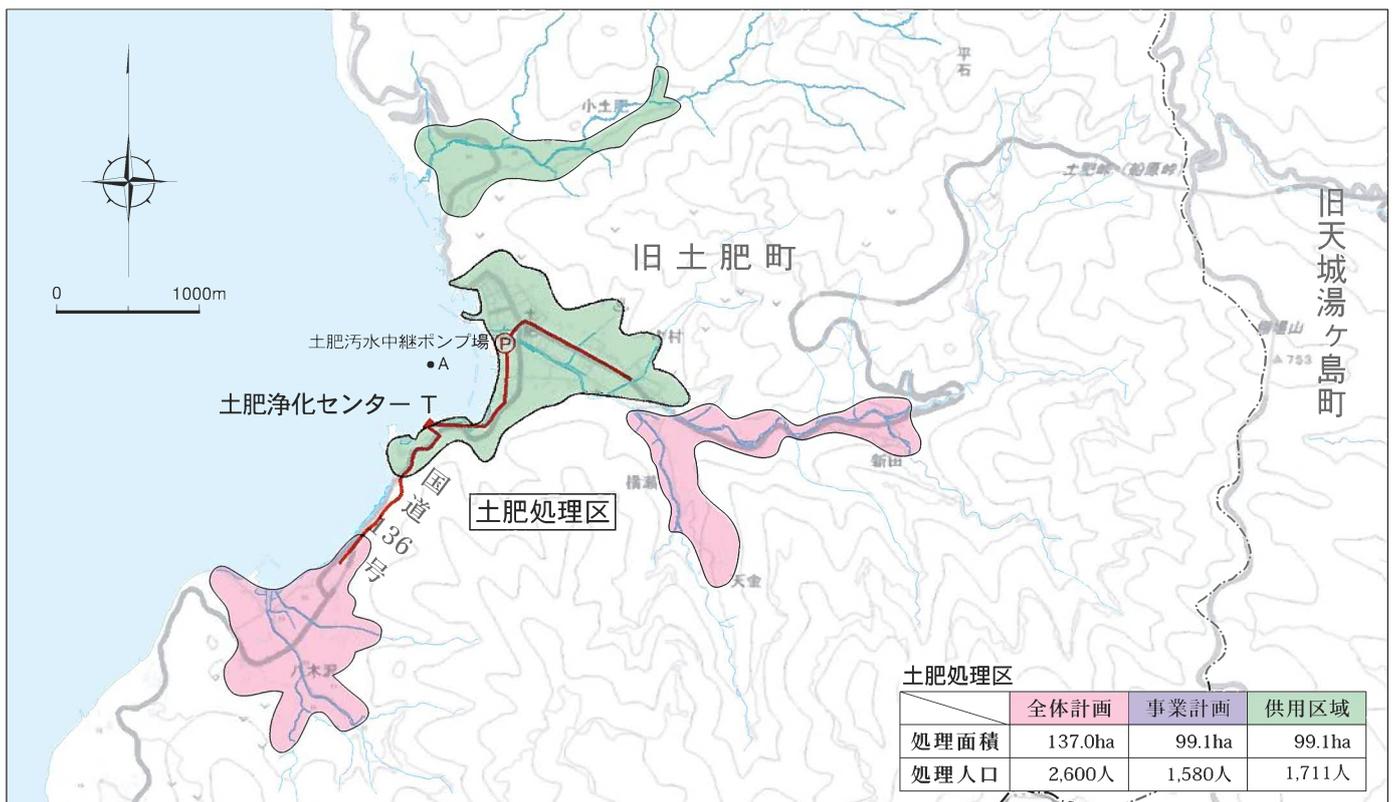
伊豆市（旧天城湯ヶ島町、旧修善寺町、旧中伊豆町）

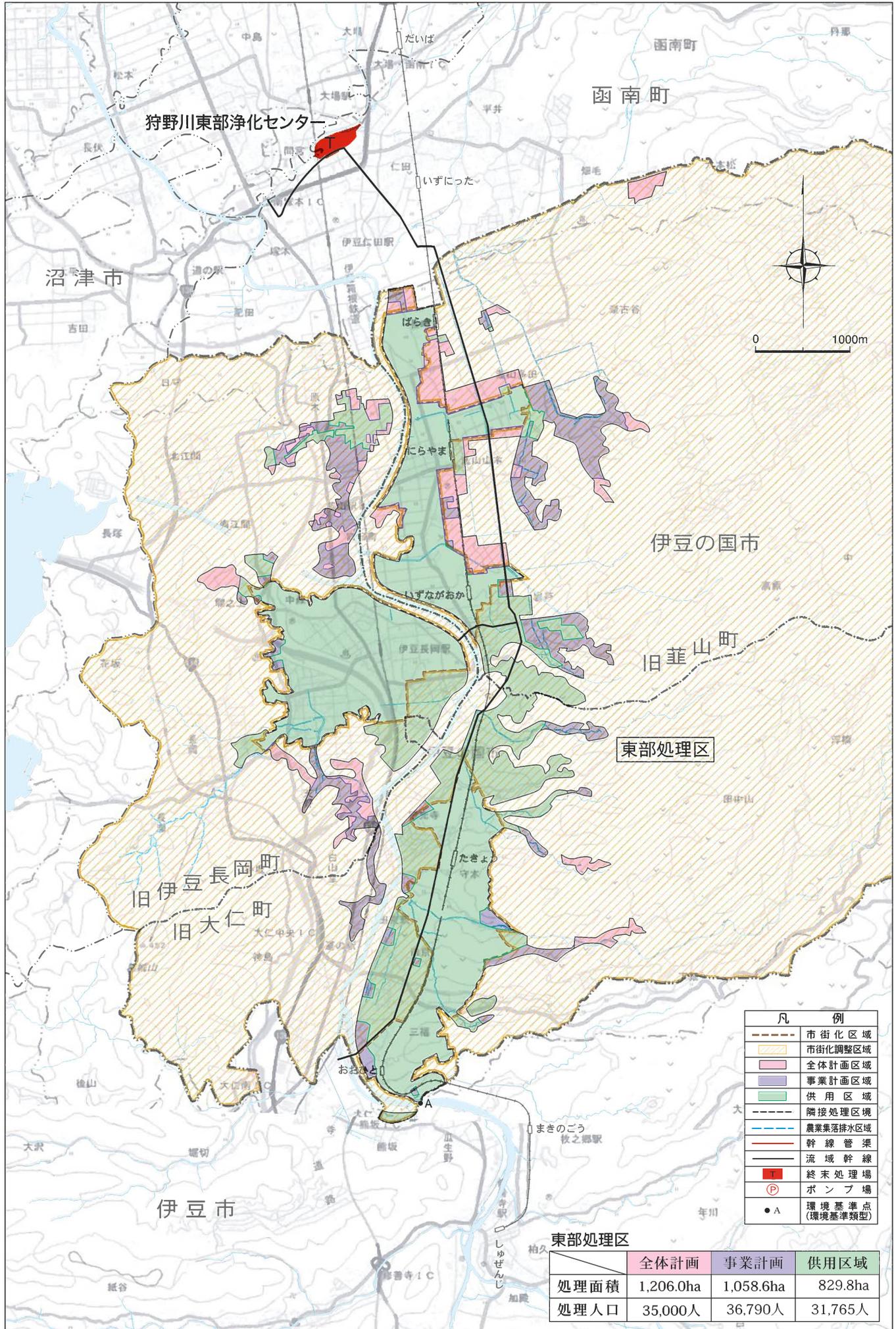


函南町 地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



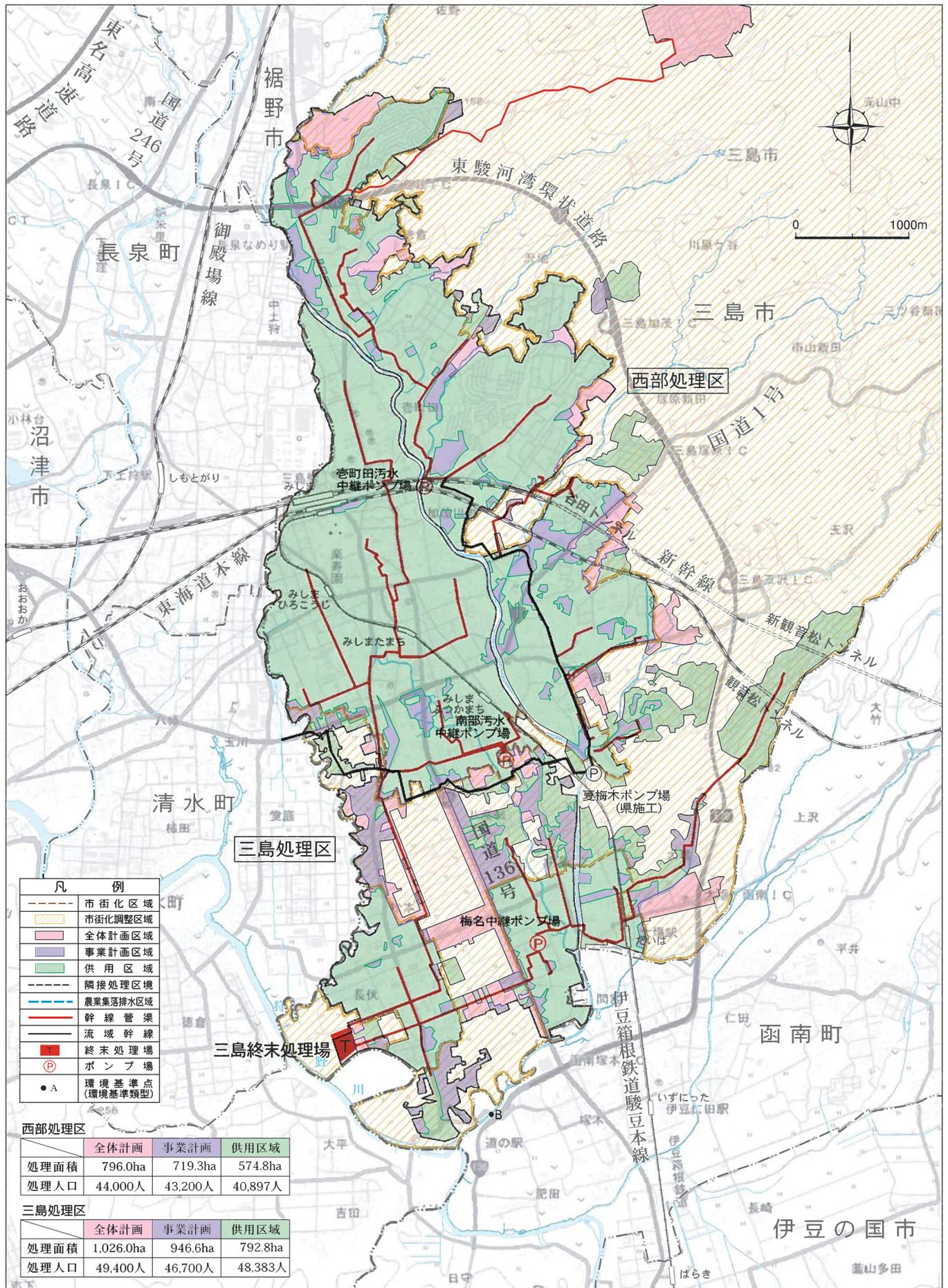
伊豆市（旧土肥町） 地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです





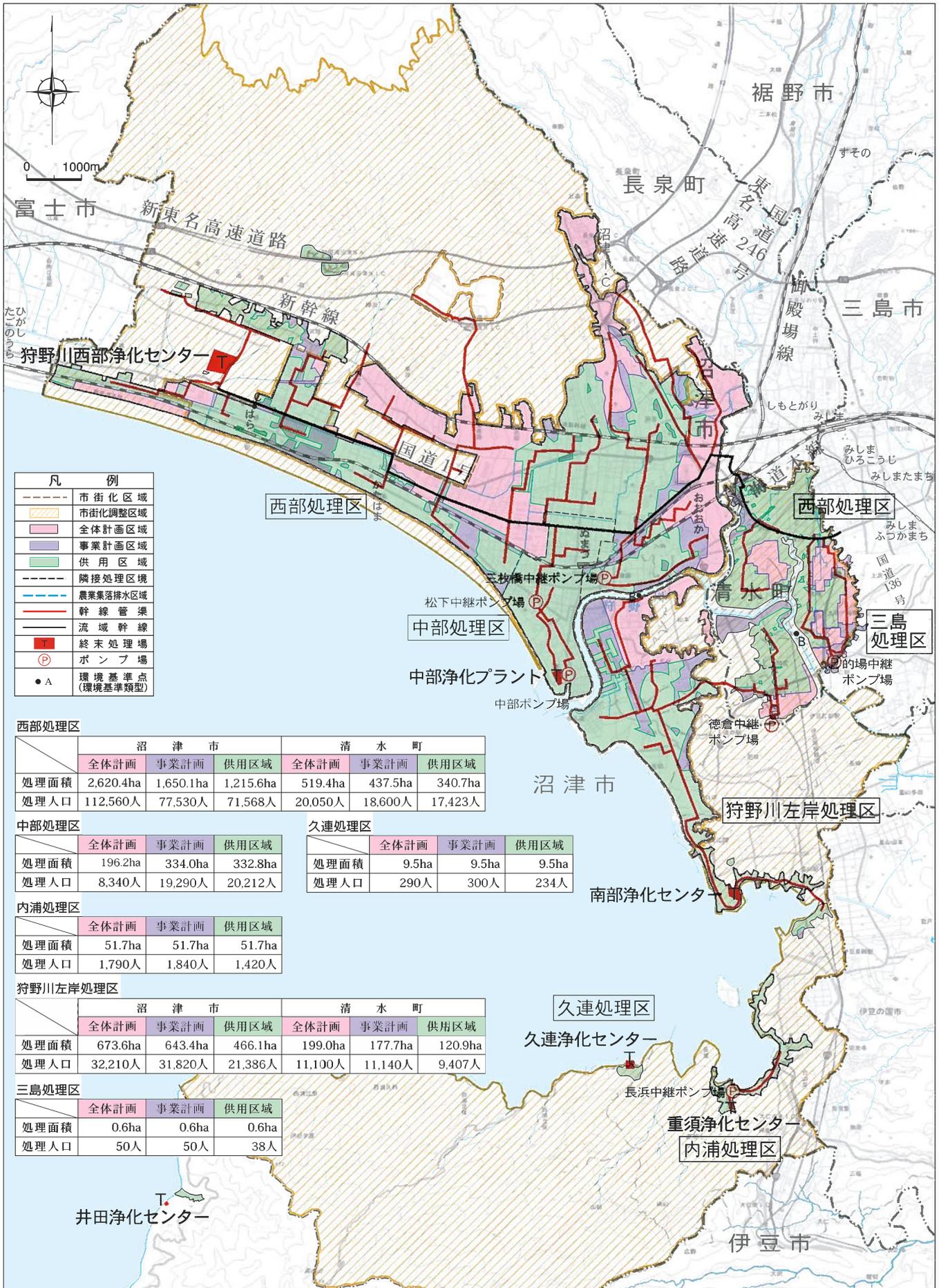
三島市

※地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



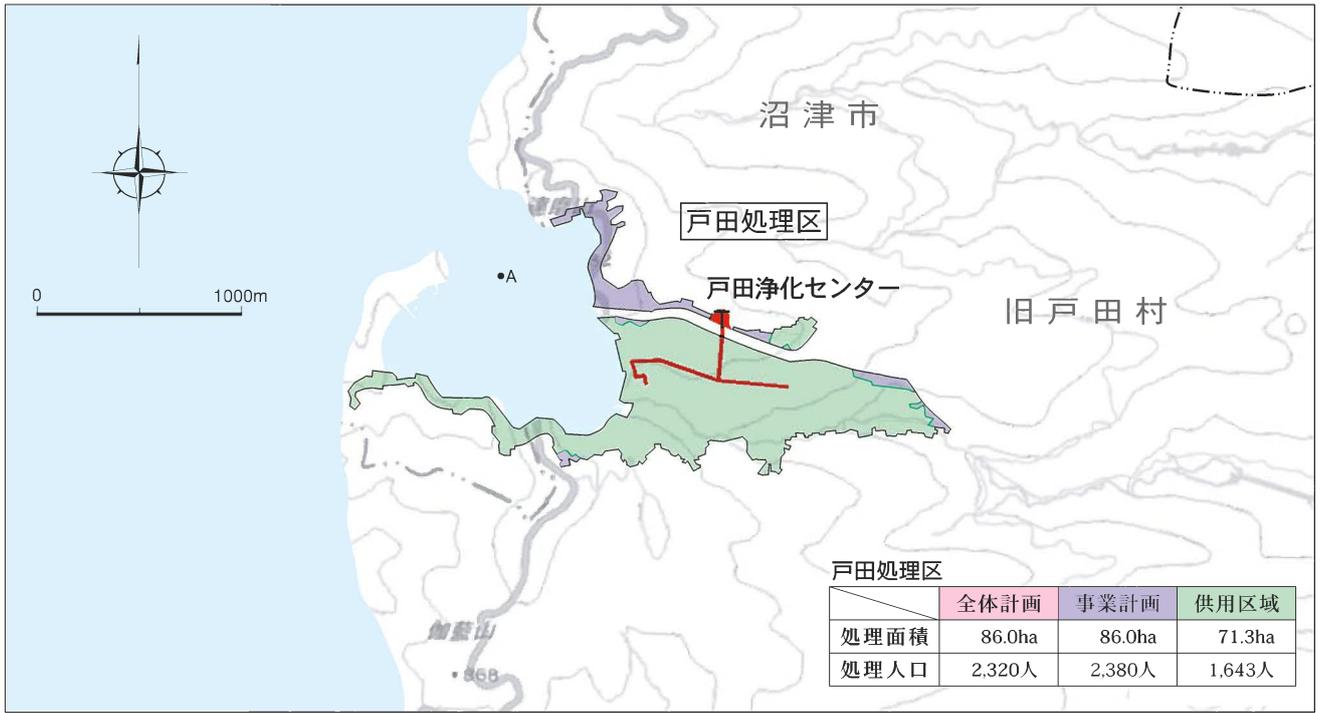
沼津市（旧沼津市）、清水町

地図データは令和4年度末、
地図内の数値データは令和6年度末のものです



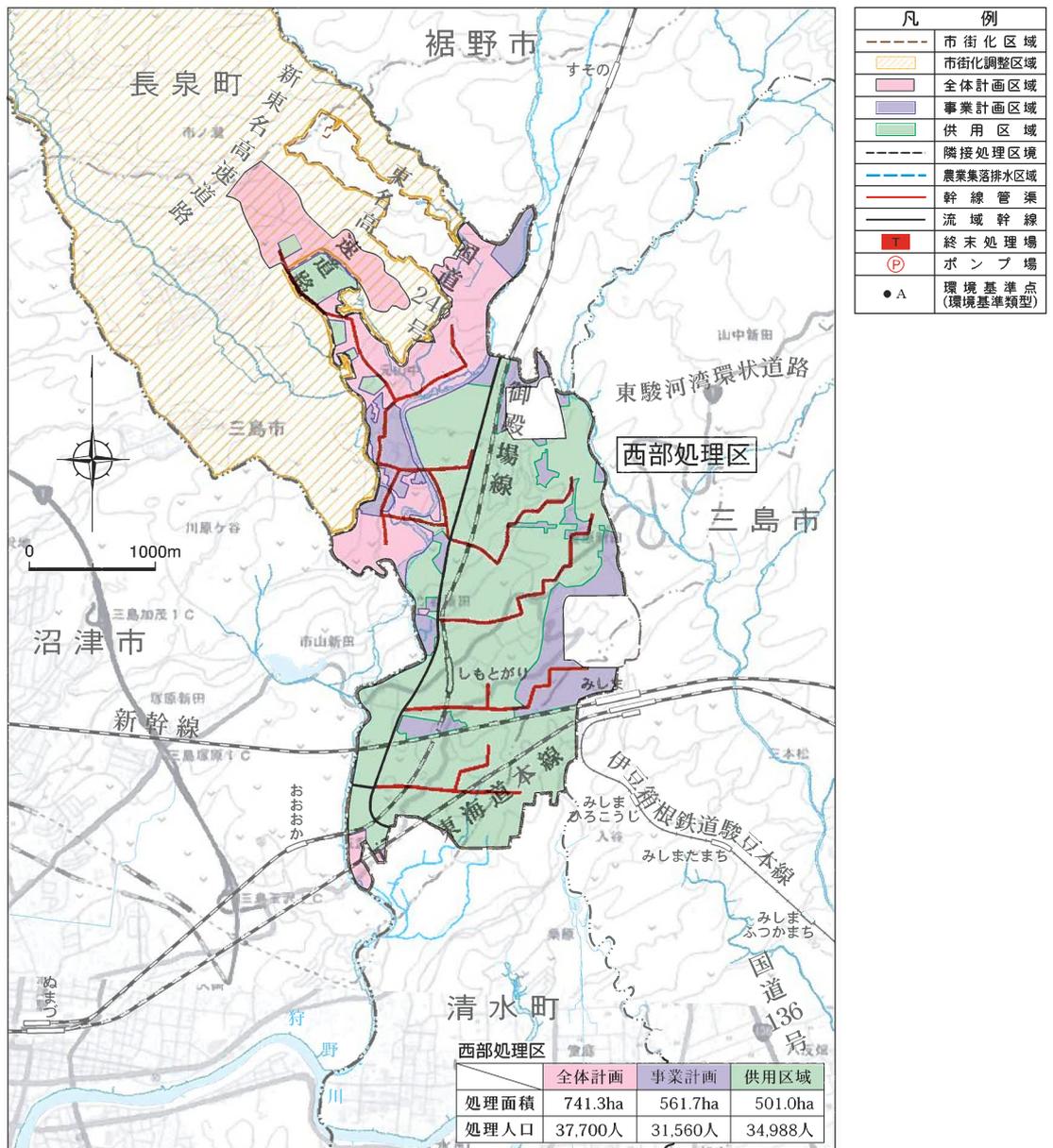
沼津市（旧戸田村）

地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



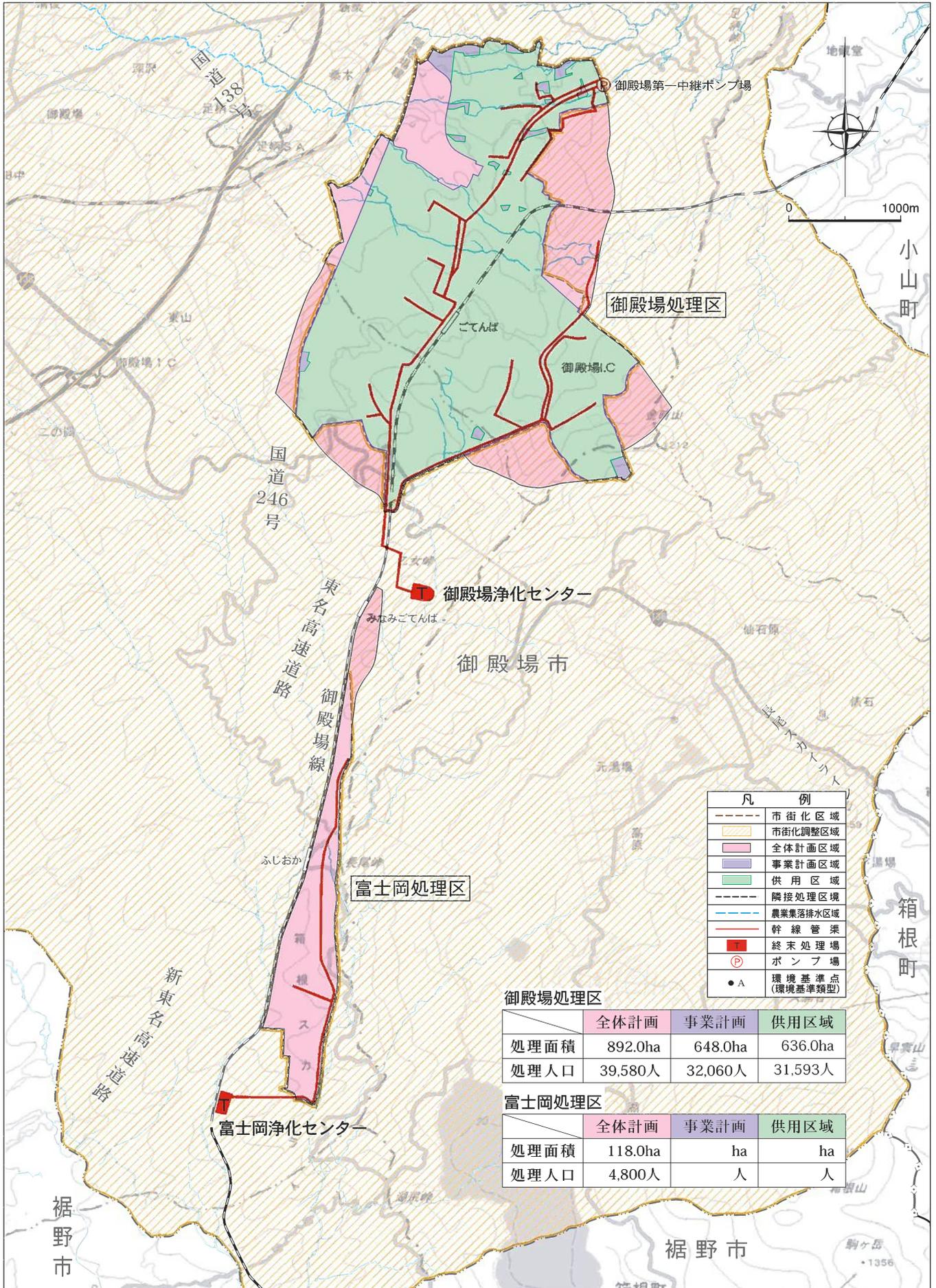
長泉町

地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



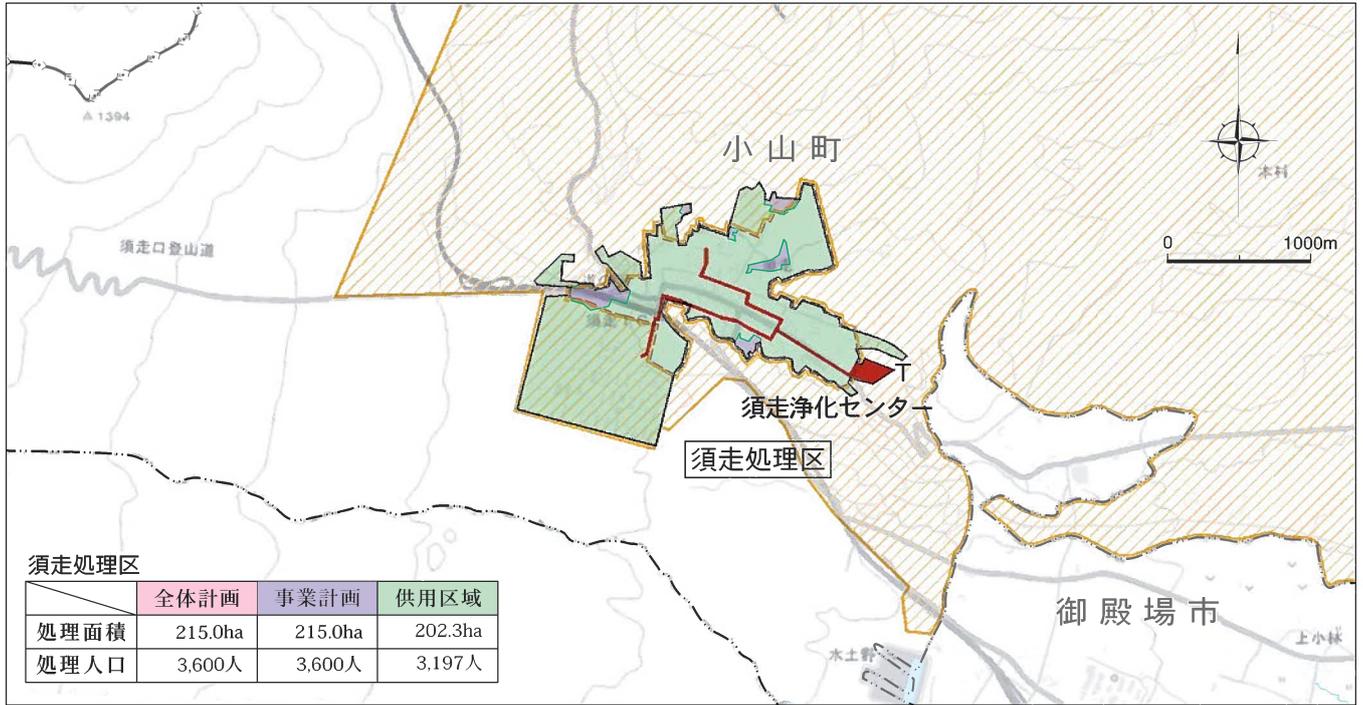
御 殿 場 市

地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



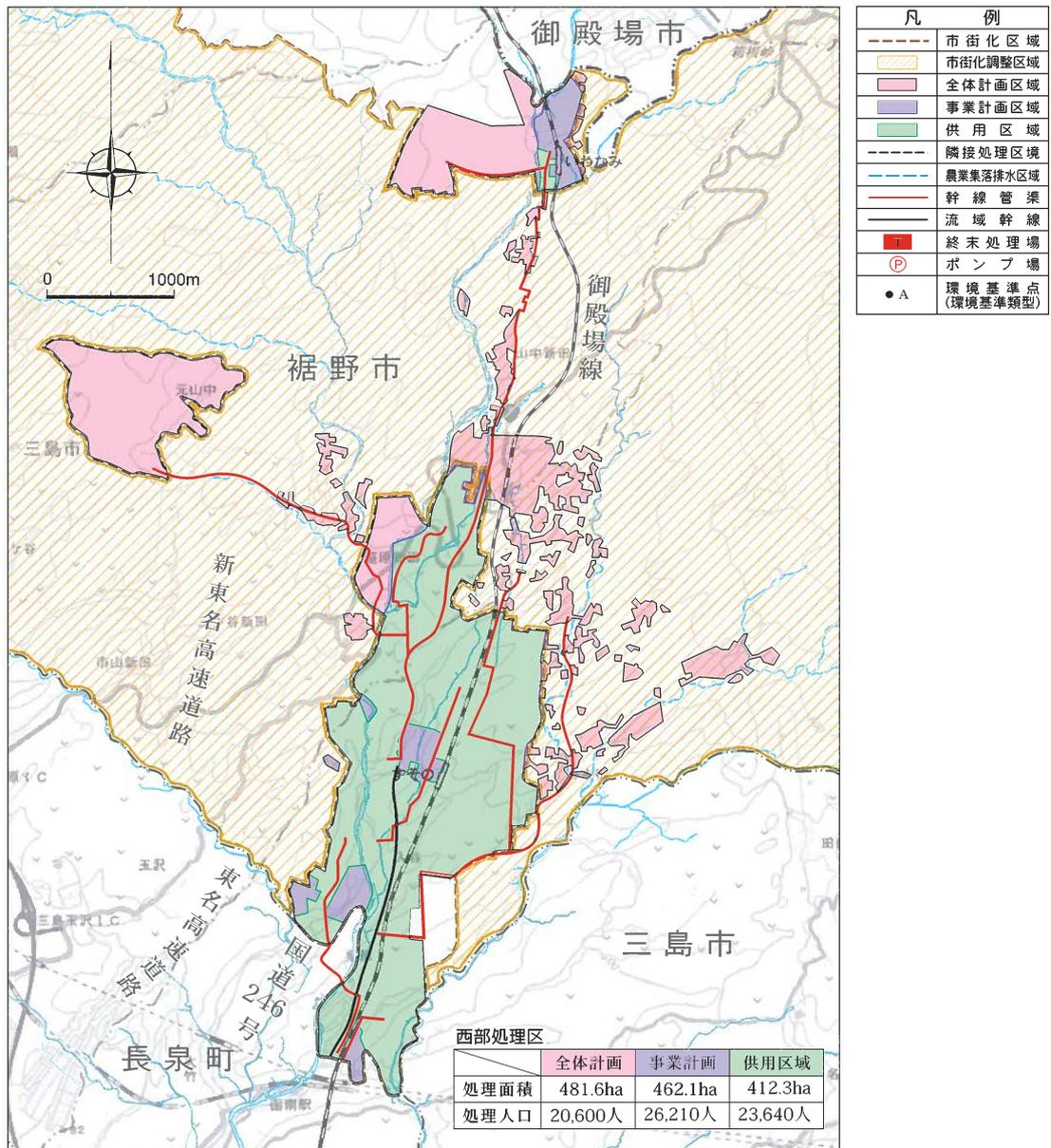
小山町

地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



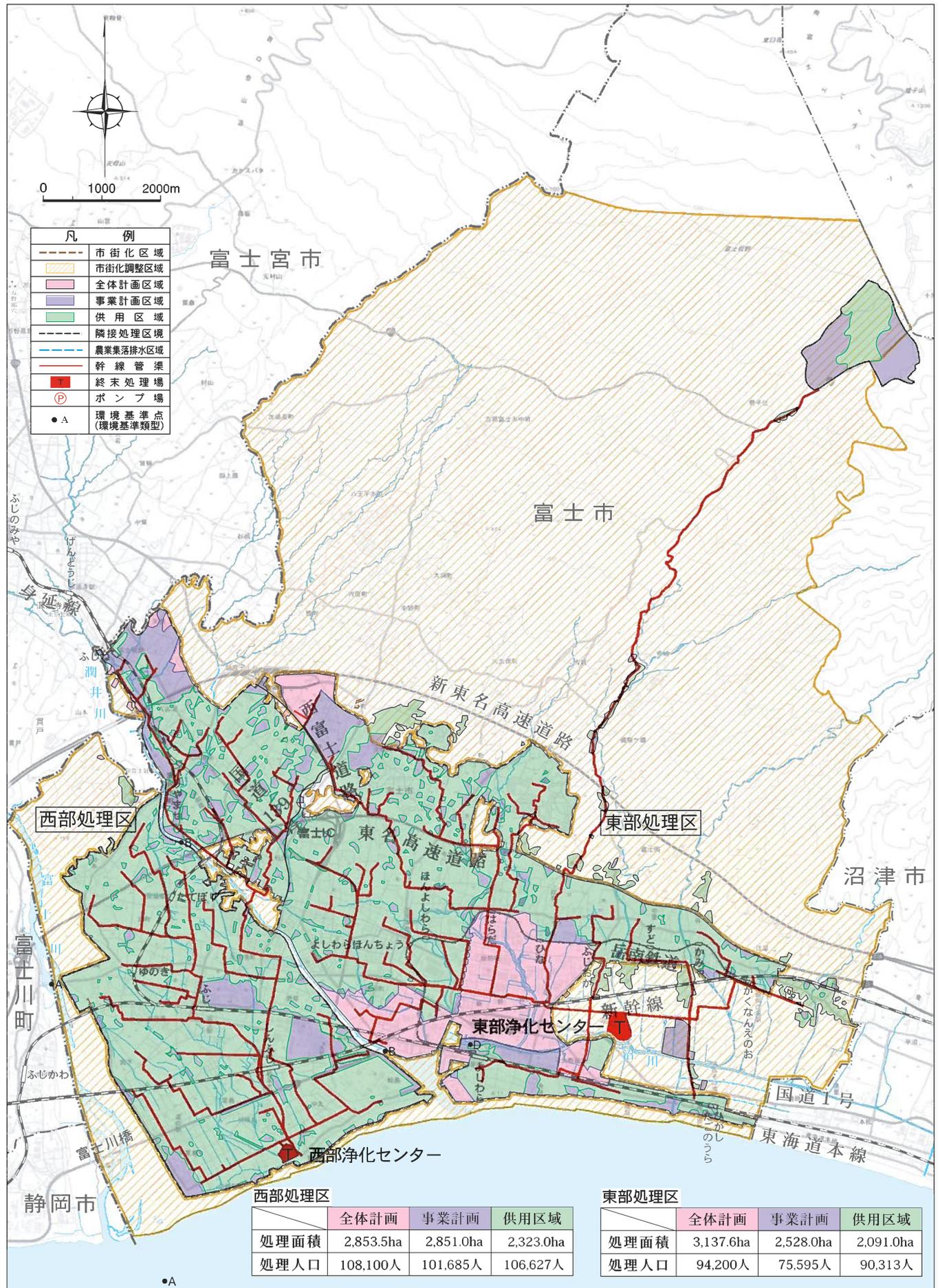
裾野市

地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



富士市

地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです

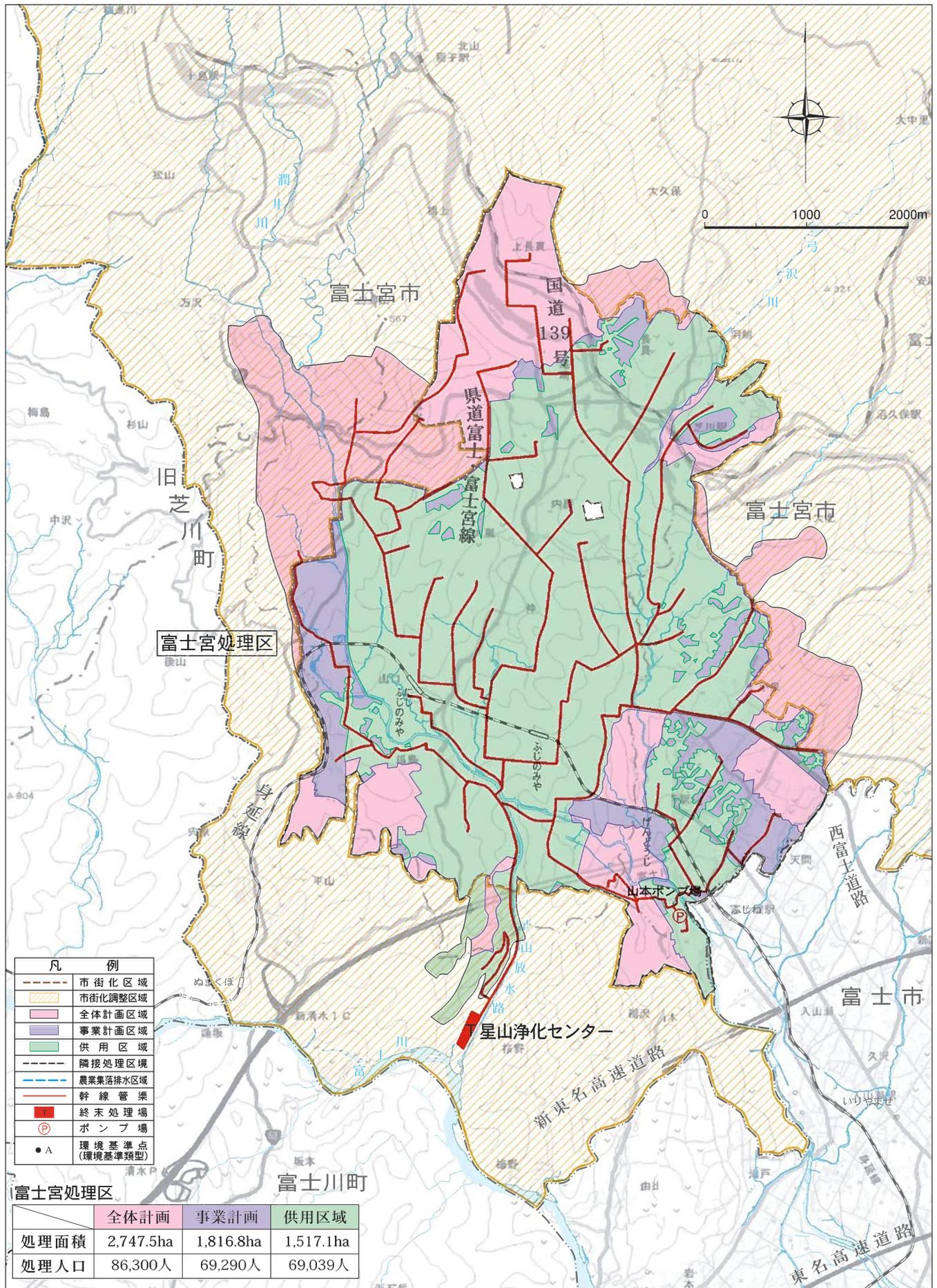


	全体計画	事業計画	供用区域
処理面積	2,853.5ha	2,851.0ha	2,323.0ha
処理人口	108,100人	101,685人	106,627人

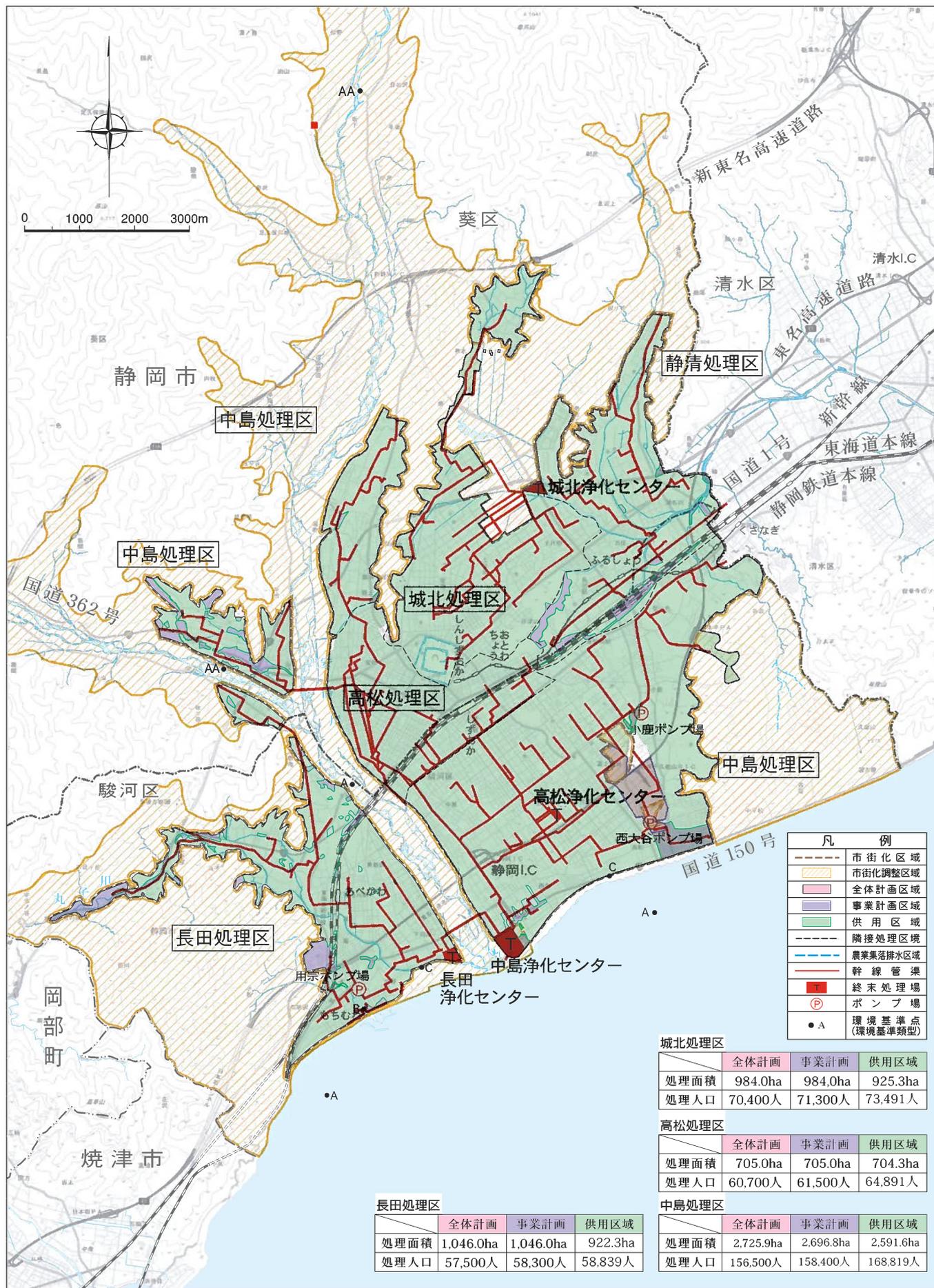
	全体計画	事業計画	供用区域
処理面積	3,137.6ha	2,528.0ha	2,091.0ha
処理人口	94,200人	75,595人	90,313人

富士宮市

地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです

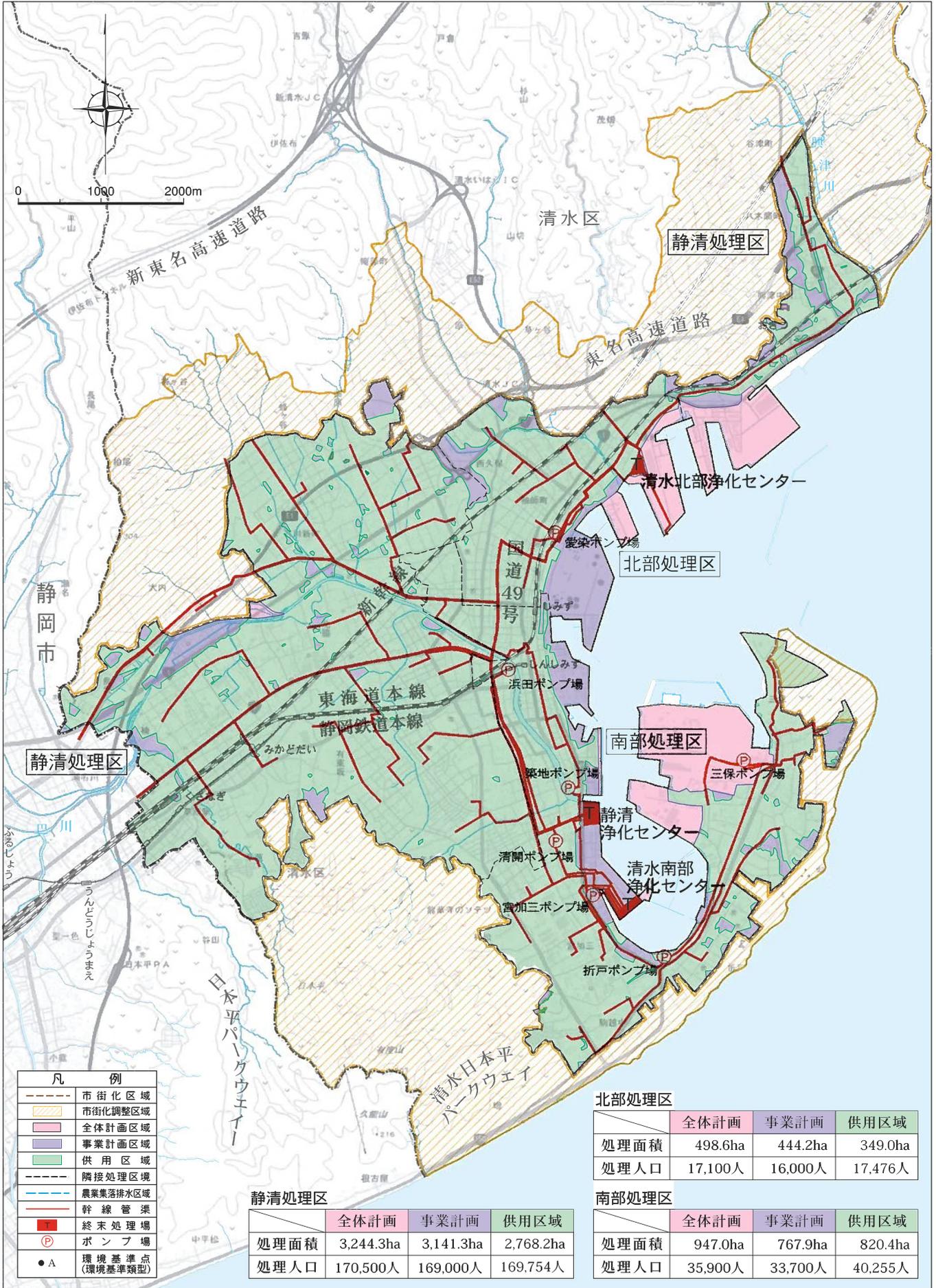


静岡市（葵区、駿河区） 地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



静岡市（清水区）

地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



凡 例	
---	市街化区域
〰〰〰	市街化調整区域
〰〰〰	全体計画区域
■	事業計画区域
■	供用区域
---	隣接処理区境
---	農業集落排水区域
—	幹線管渠
■	終末処理場
Ⓟ	ポンプ場
● A	環境基準点 (環境基準類型)

静清処理区

	全体計画	事業計画	供用区域
処理面積	3,244.3ha	3,141.3ha	2,768.2ha
処理人口	170,500人	169,000人	169,754人

北部処理区

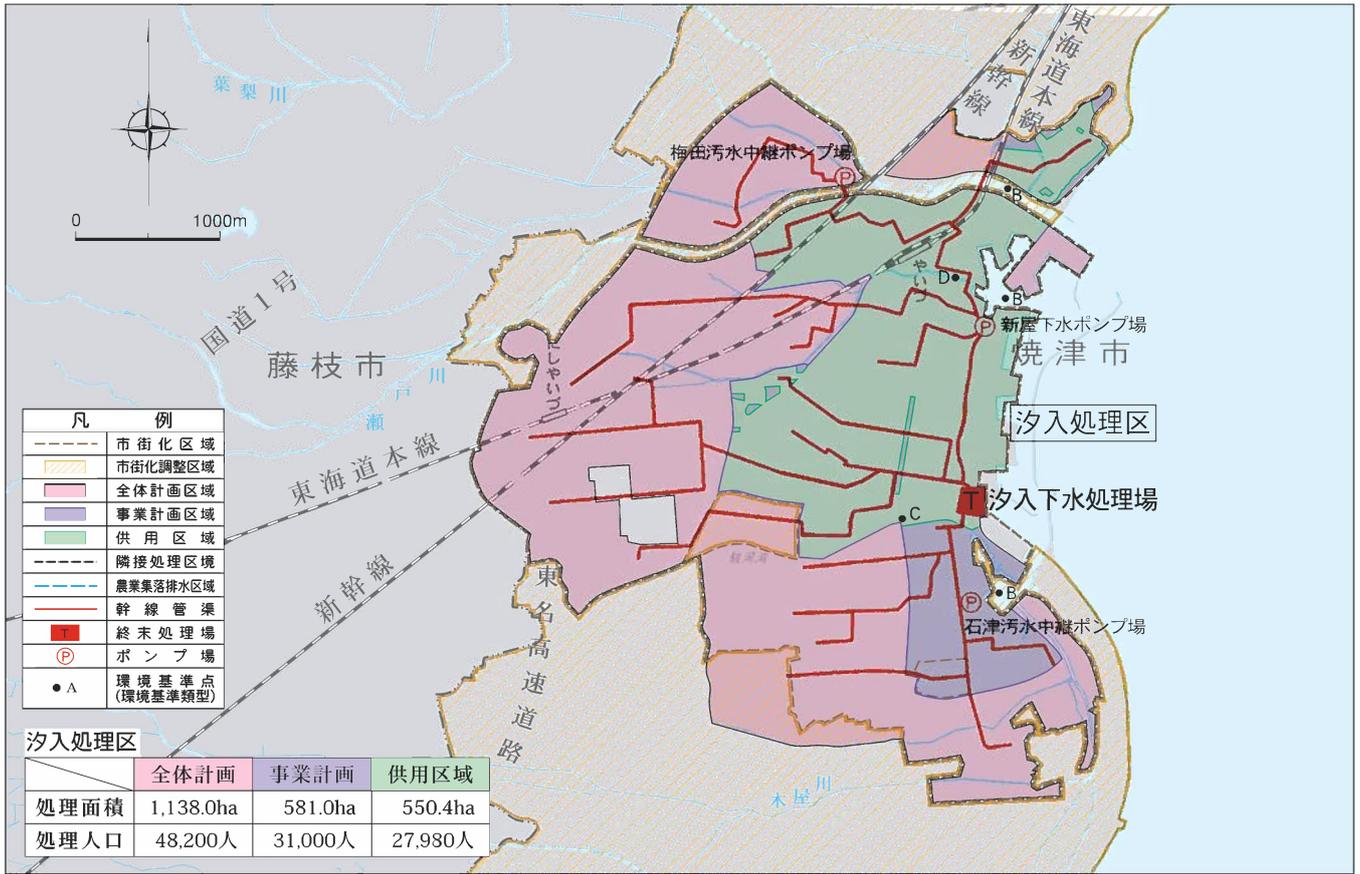
	全体計画	事業計画	供用区域
処理面積	498.6ha	444.2ha	349.0ha
処理人口	17,100人	16,000人	17,476人

南部処理区

	全体計画	事業計画	供用区域
処理面積	947.0ha	767.9ha	820.4ha
処理人口	35,900人	33,700人	40,255人

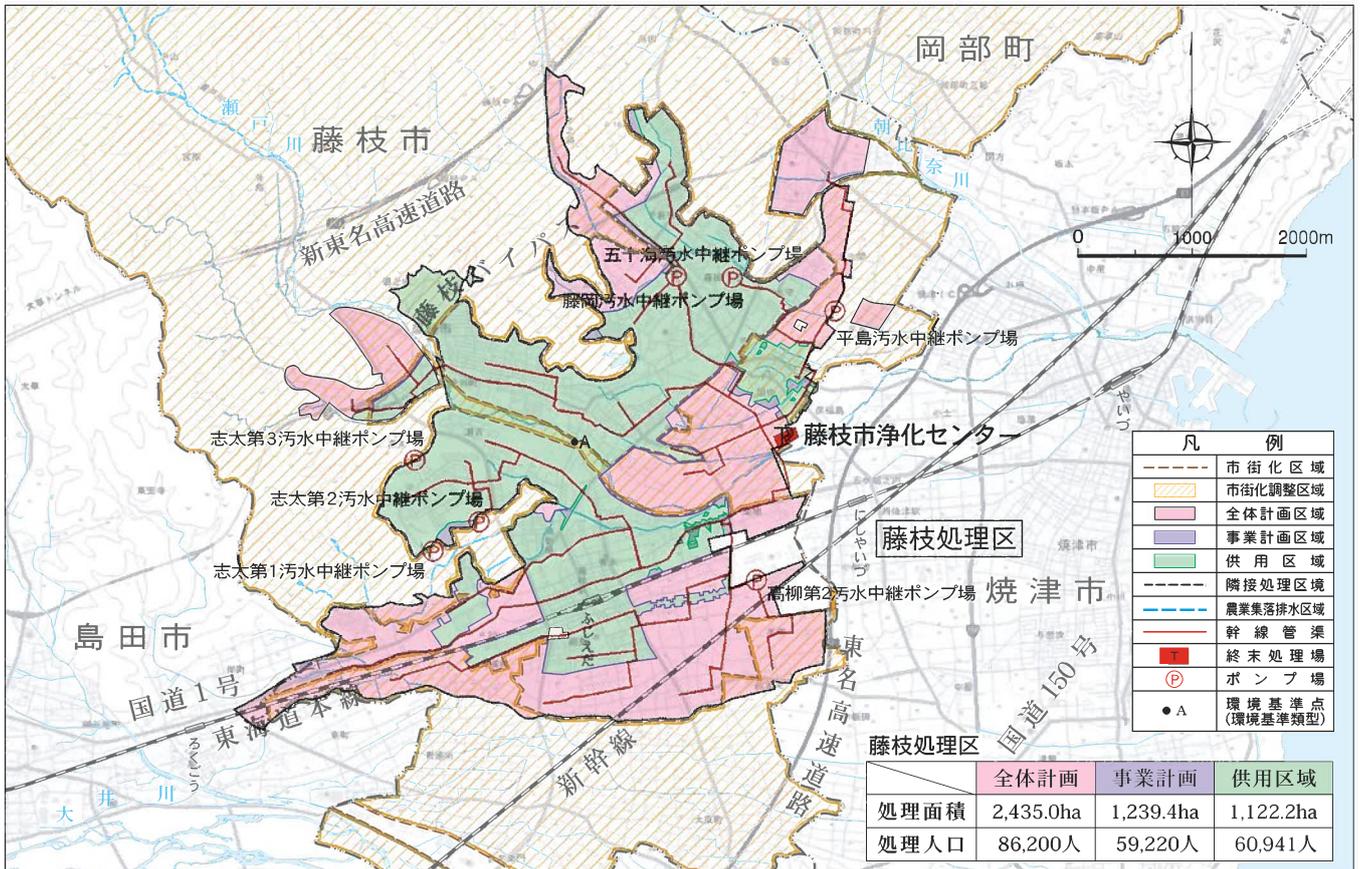
焼津市

※地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



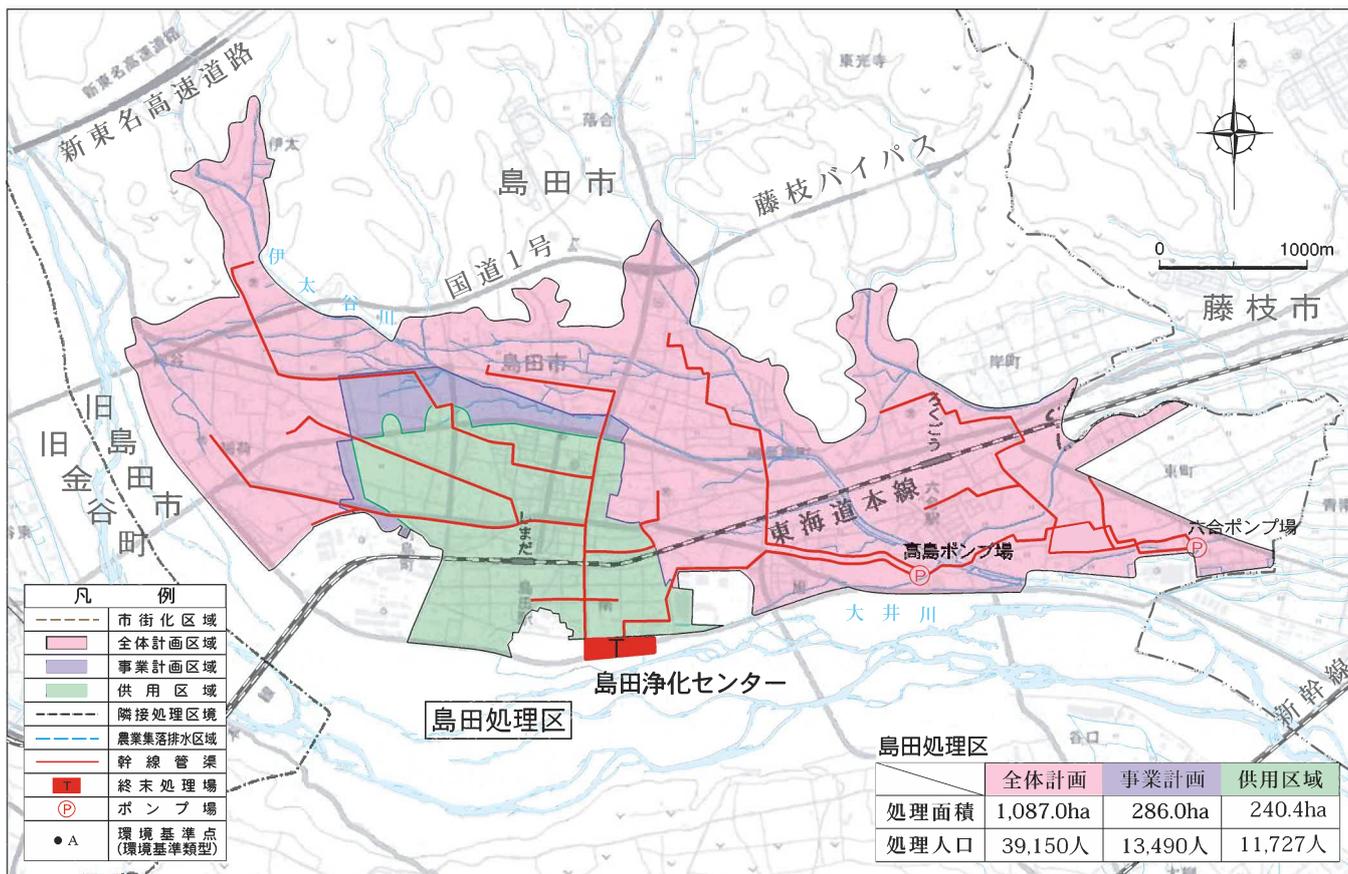
藤枝市

※地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



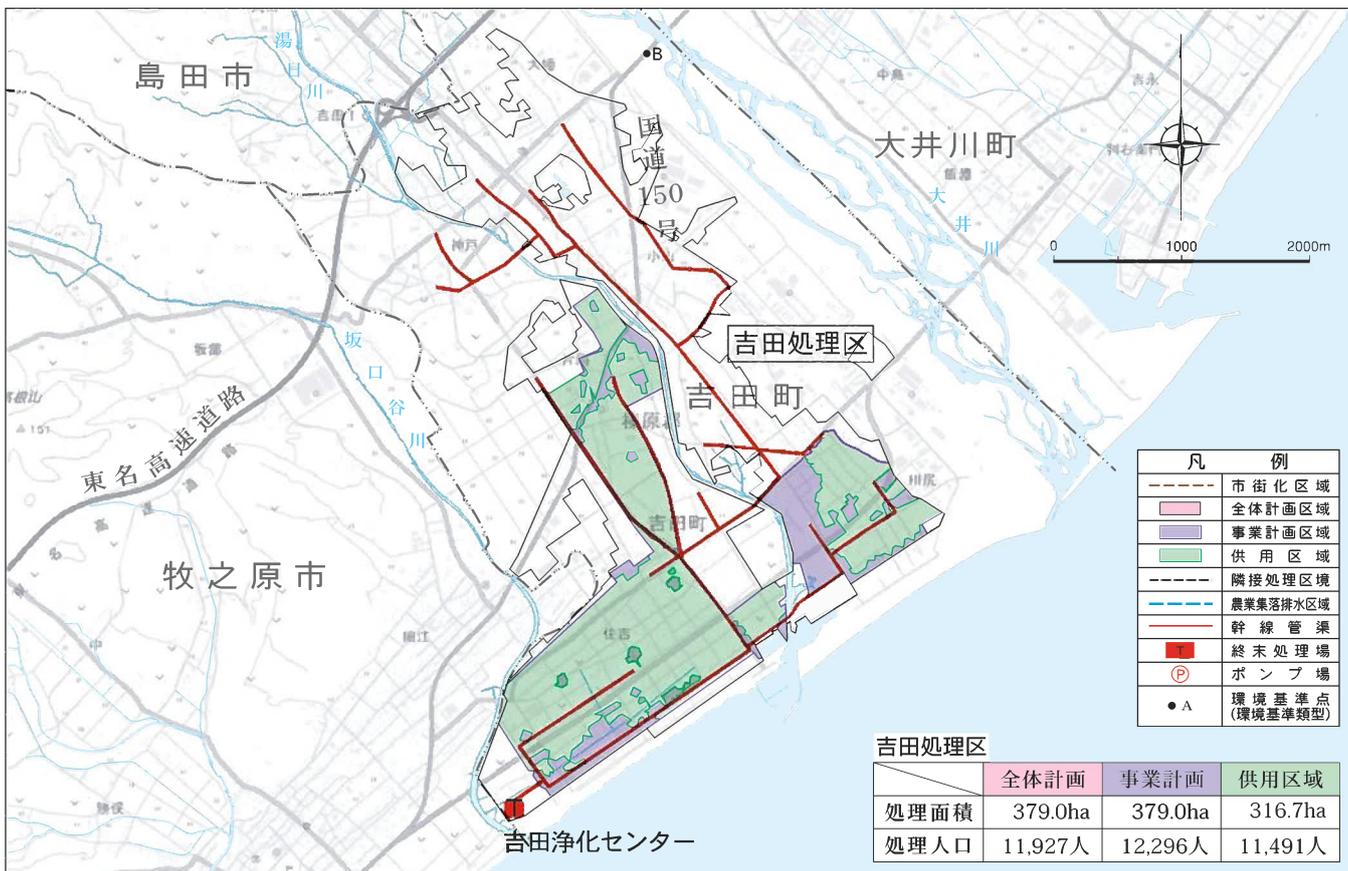
島田市

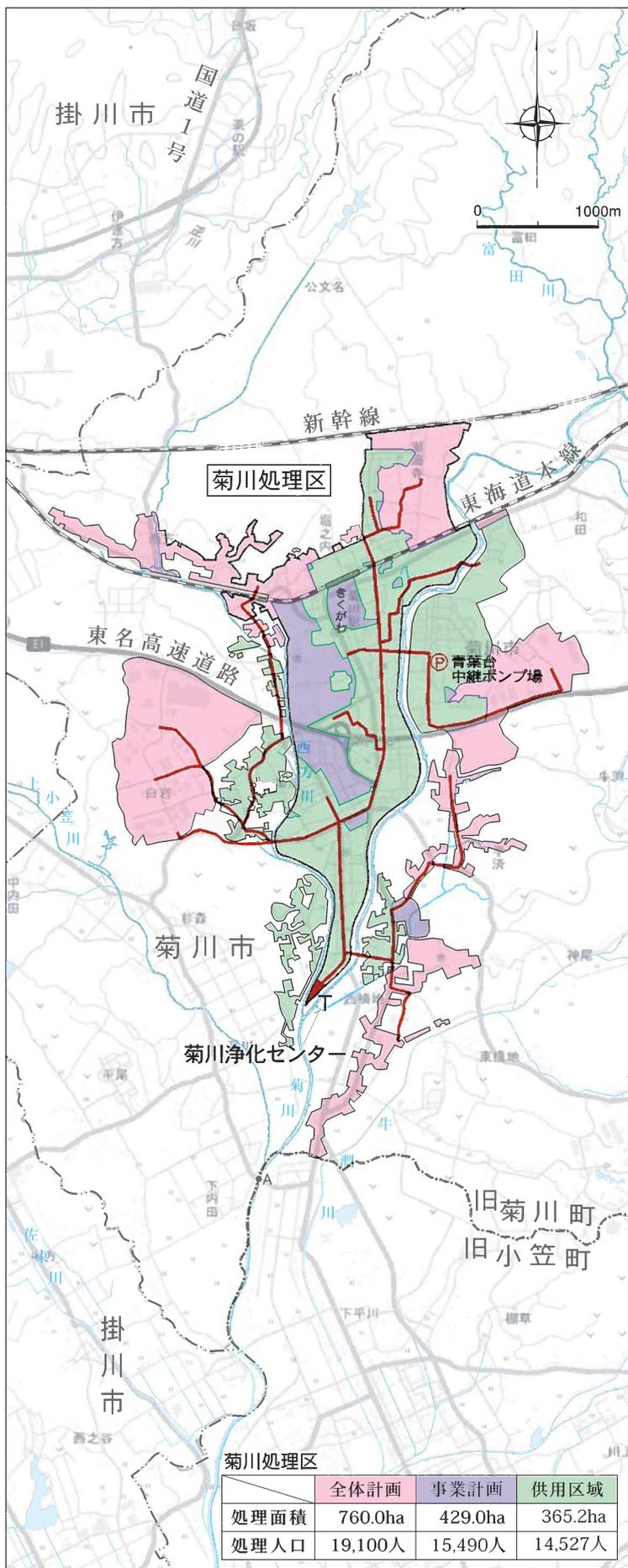
地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



吉田町

地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



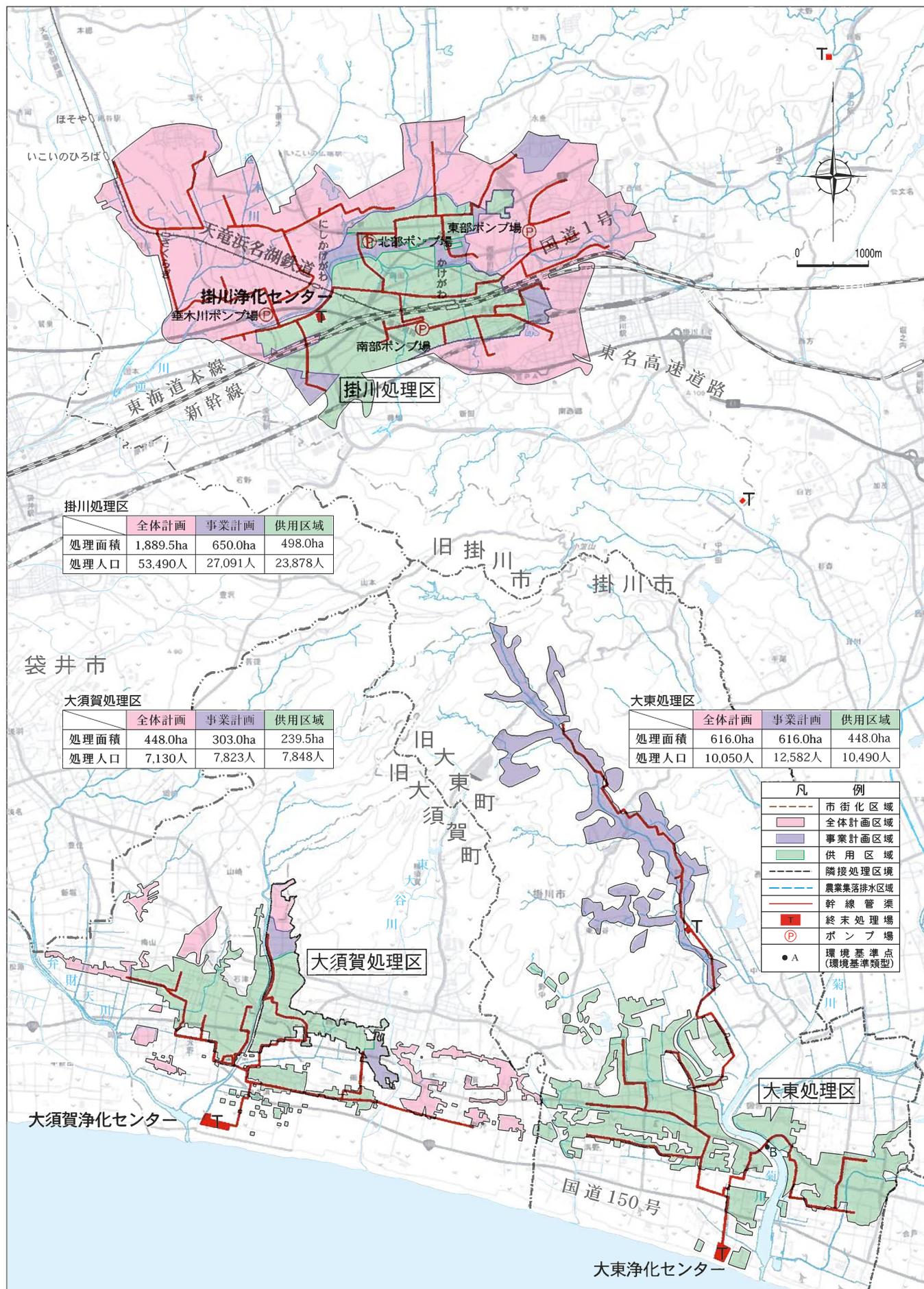


菊川処理区			
	全体計画	事業計画	供用区域
処理面積	760.0ha	429.0ha	365.2ha
処理人口	19,100人	15,490人	14,527人

凡 例	
-----	市街化区域
■	全体計画区域
■	事業計画区域
■	供用区域
-----	隣接処理区境
---	農業集落排水区域
—	幹線管渠
■	終末処理場
Ⓟ	ポンプ場
● A	環境基準点 (環境基準類型)

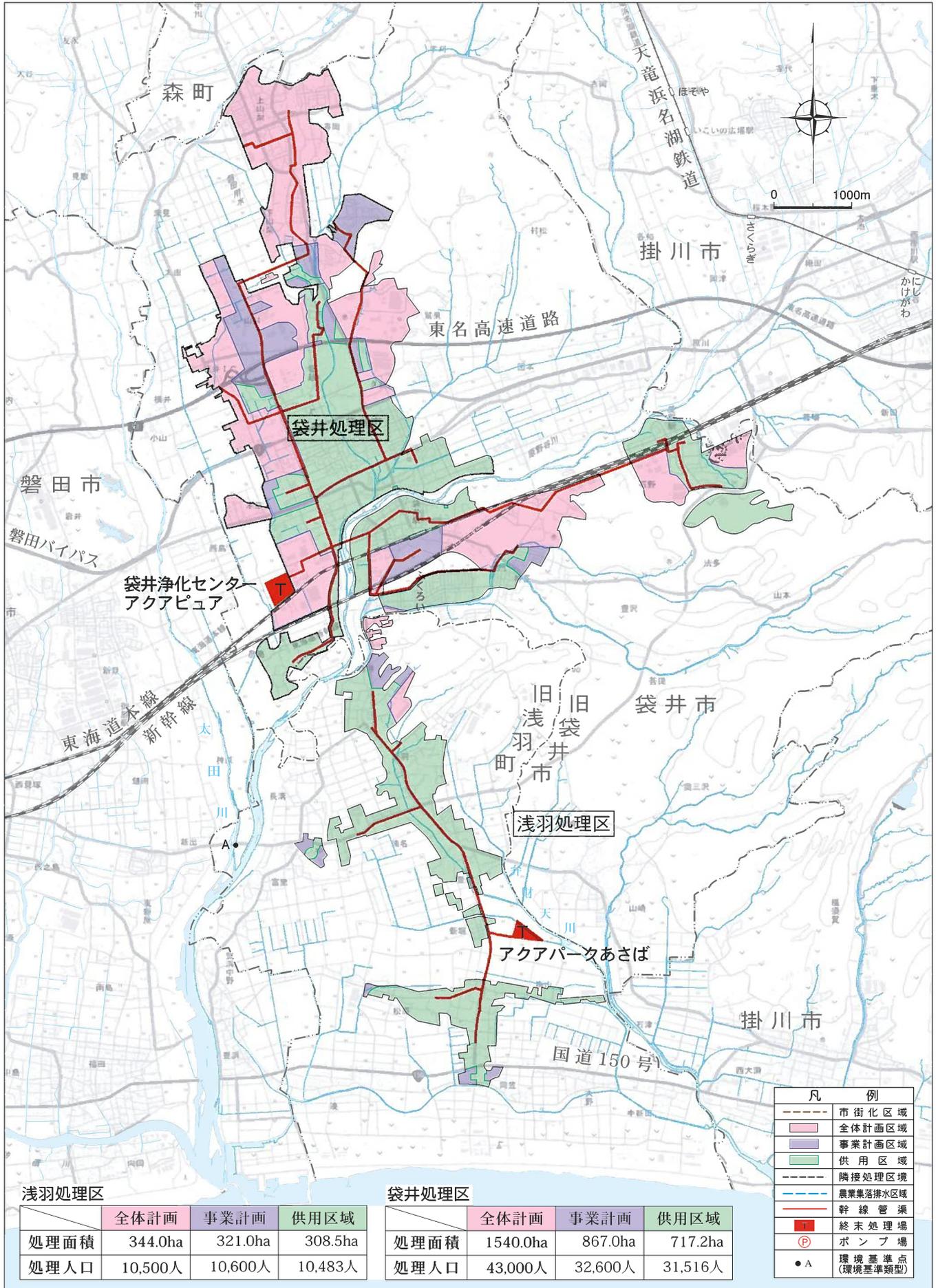
掛川市

地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです

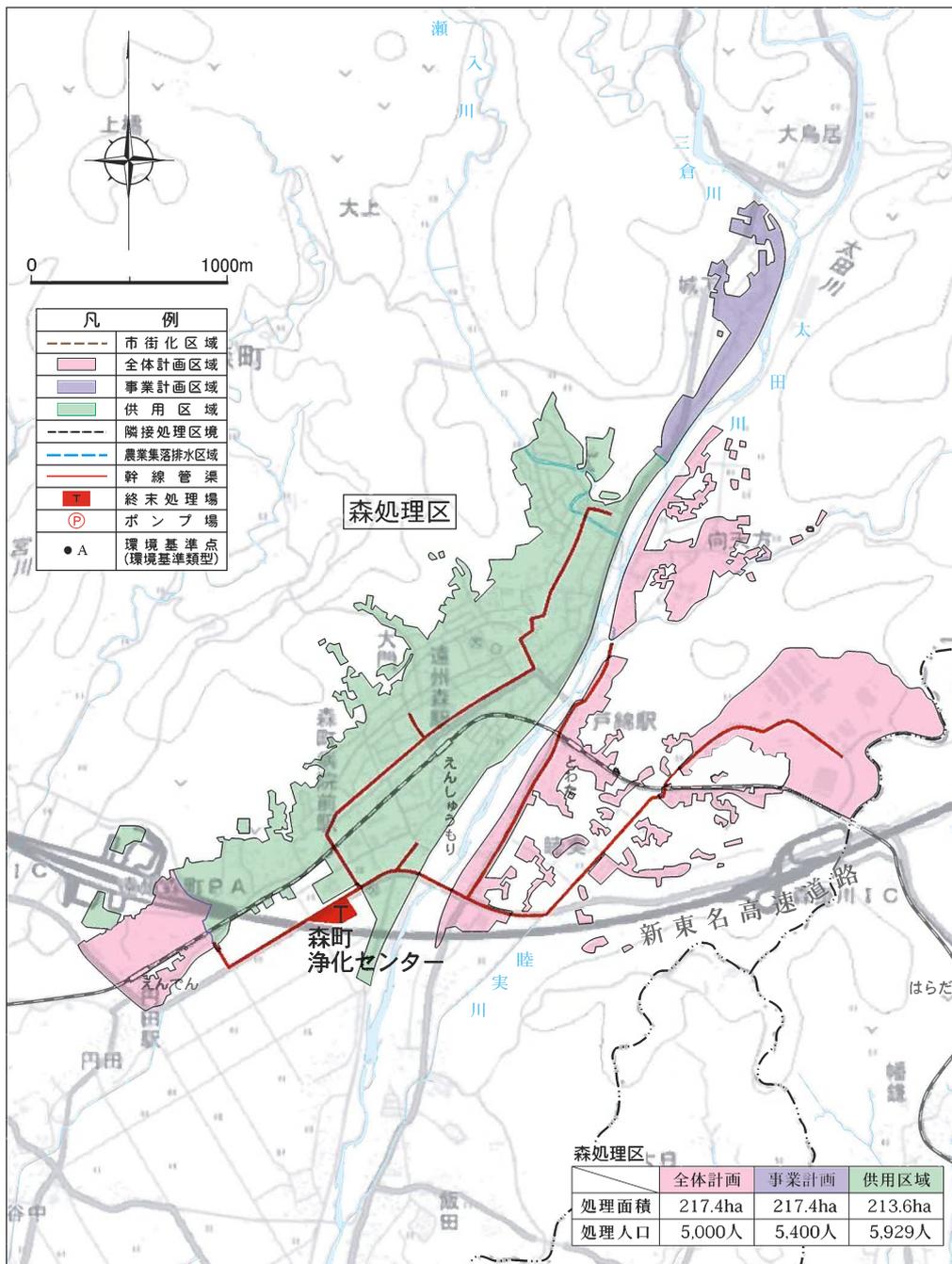


袋井市

地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです

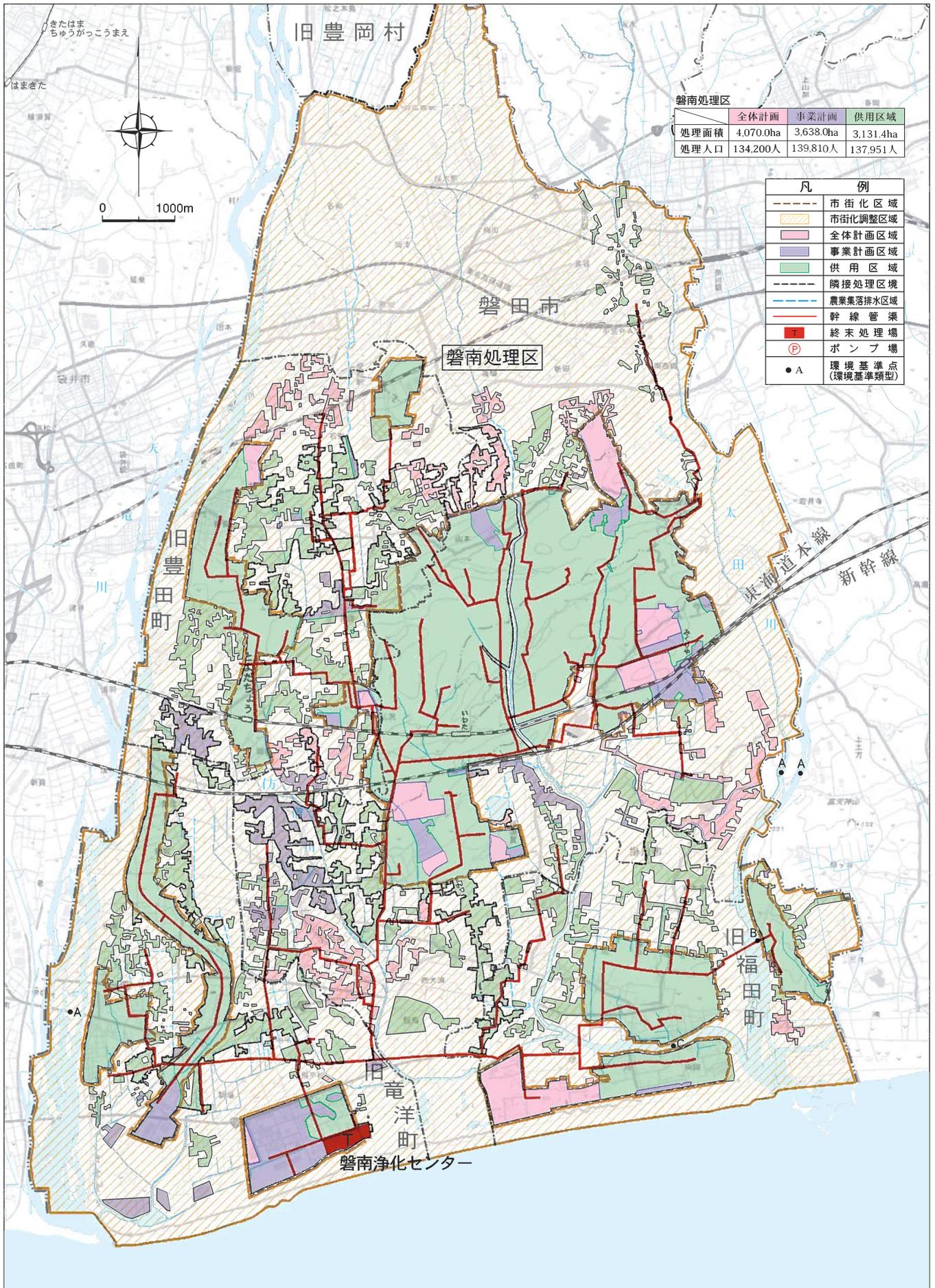


森 町 地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです

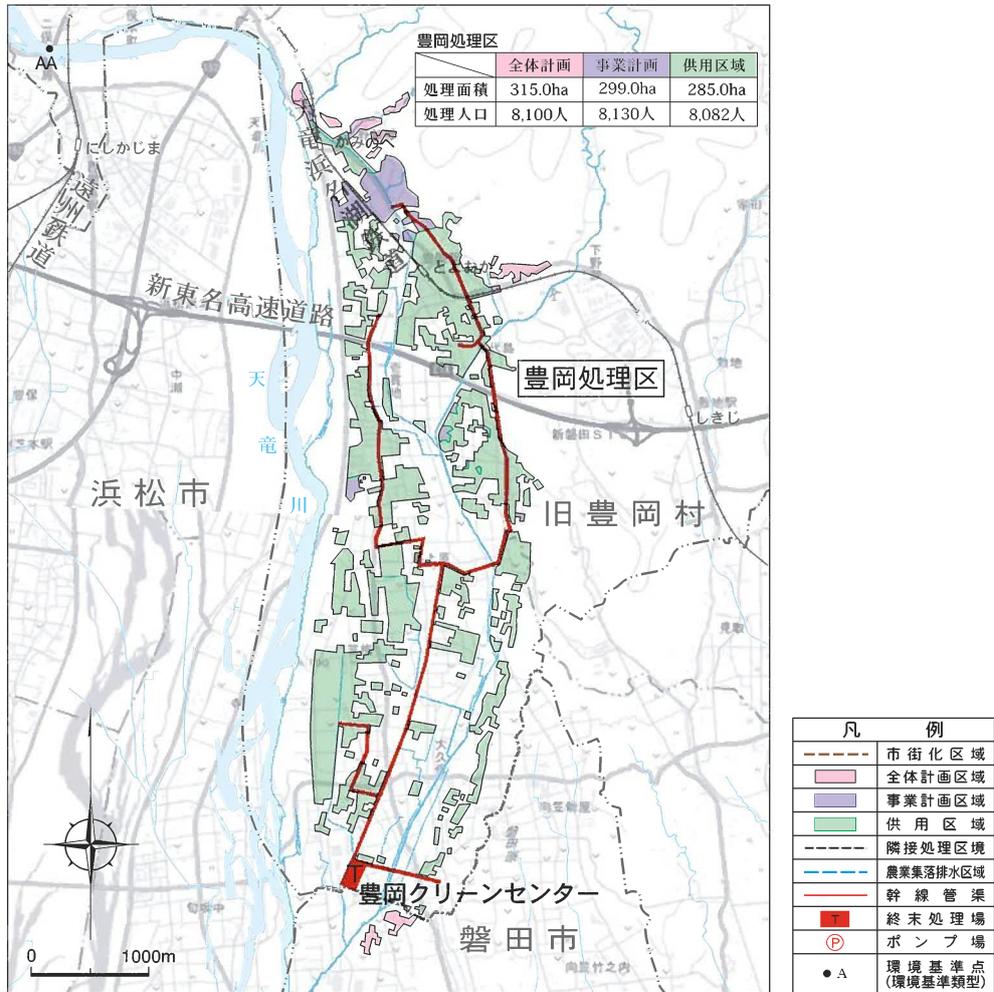


地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです

磐田市（旧磐田市、旧福田町、旧竜洋町、旧豊田町）

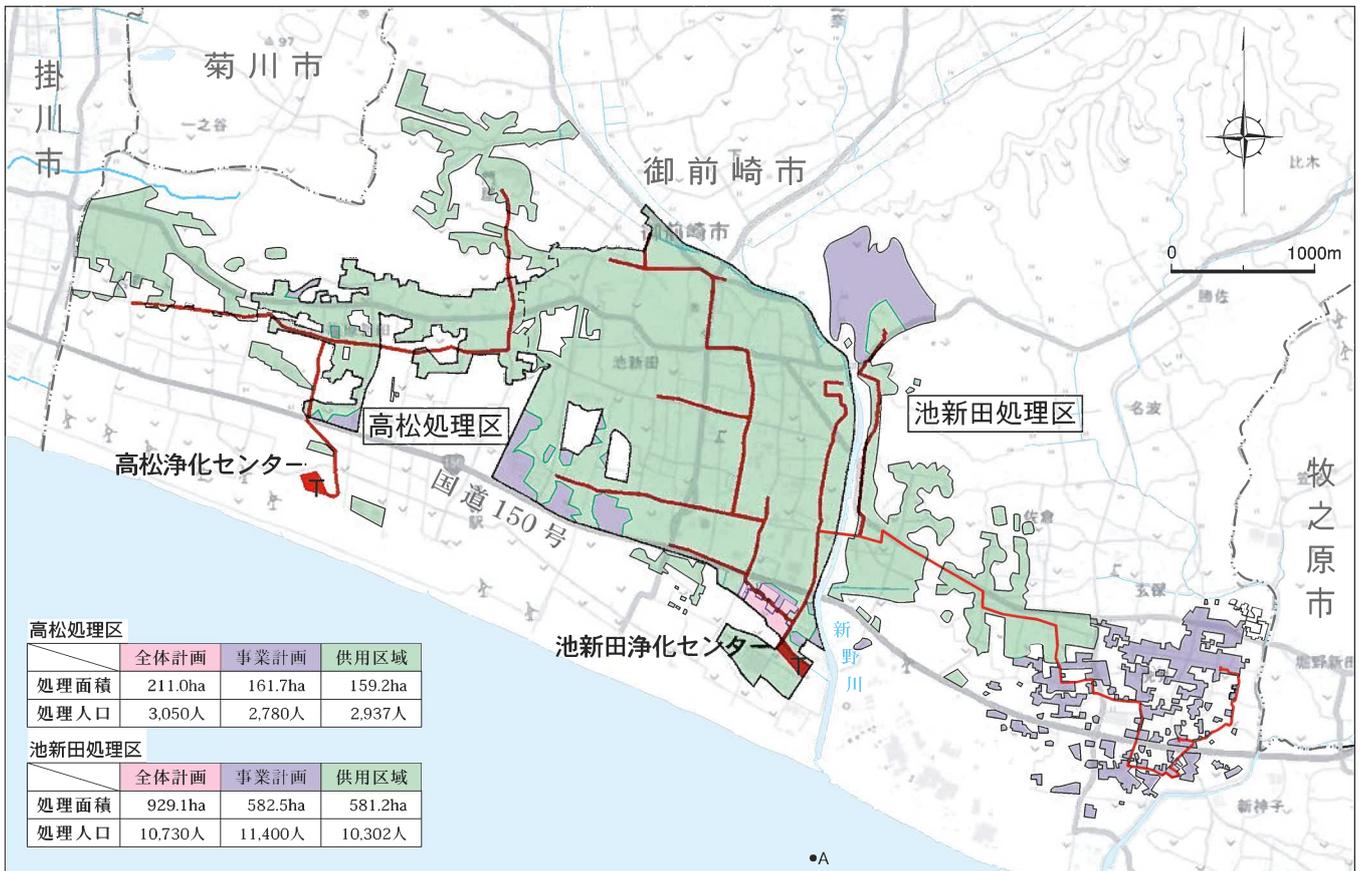


豊田市（旧豊岡村） 地図データは令和4年度末、
地図内の数値データは令和6年度末のものです



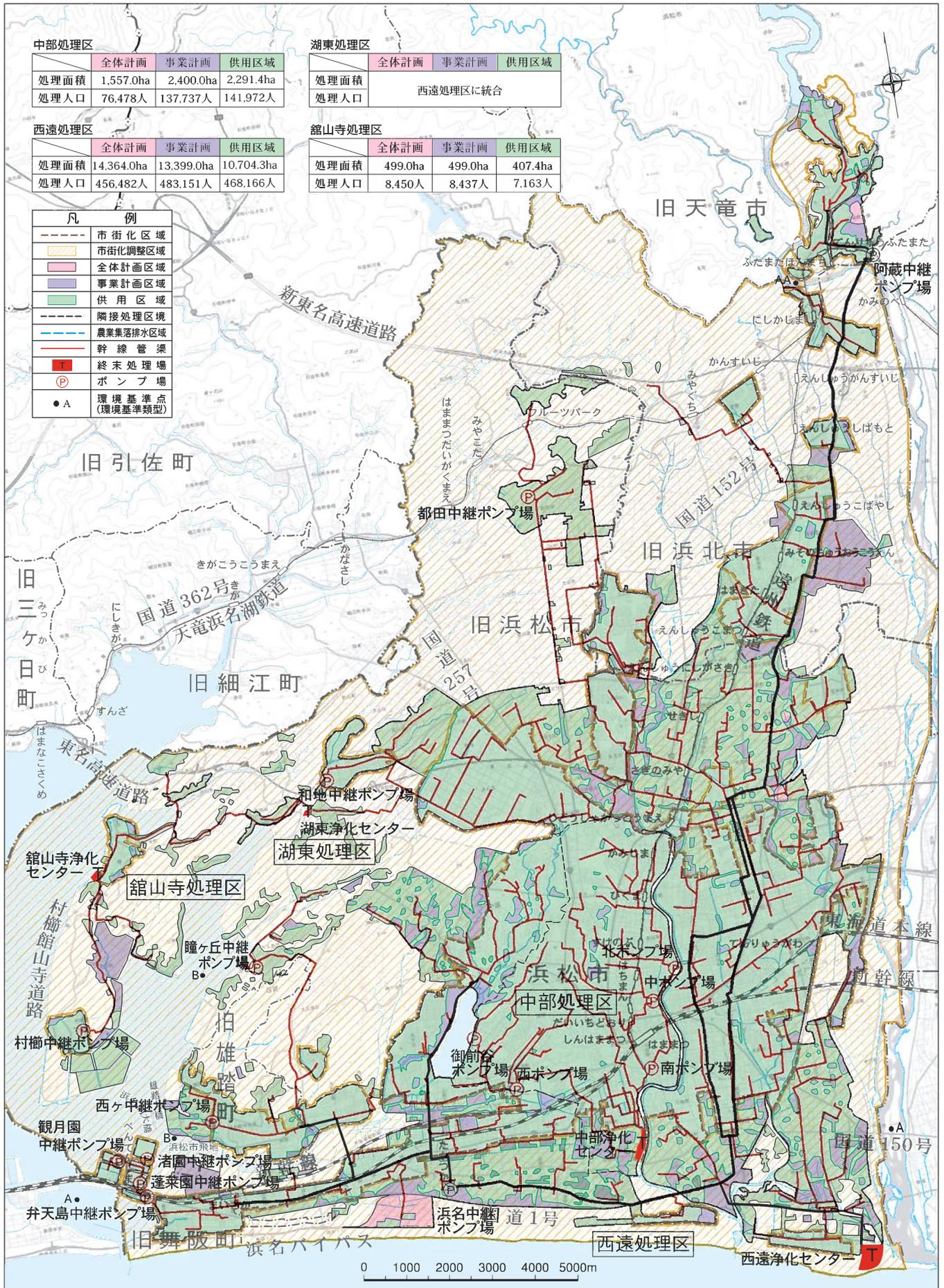
御前崎市

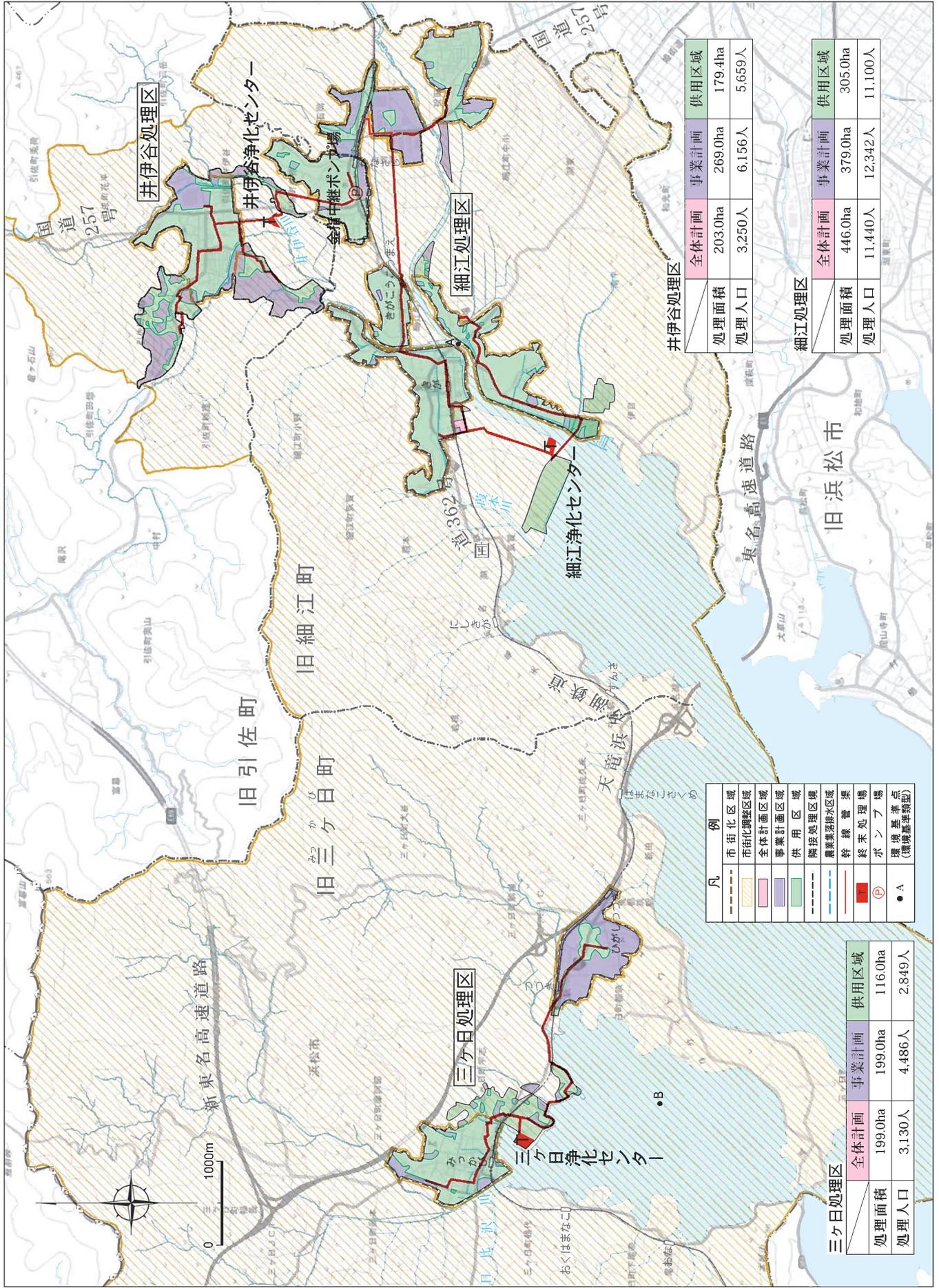
地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



地図データは令和4年度末、
地図内の数値データは
令和6年度末のものです

浜 松 市 (旧浜松市・旧浜北市・旧天竜市・旧雄踏町・旧舞阪町)





凡 例

- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 全体計画区域
- 事業計画区域
- 供用区域
- 隣接処理区域
- 農業排水区域
- 幹線管渠
- 終末処理場
- ポンプ
- 調整基準点 (調整基準型)

井伊谷処理区

	全体計画	事業計画	供用区域
処理面積	203.0ha	269.0ha	179.4ha
処理人口	3,250人	6,156人	5,659人

細江処理区

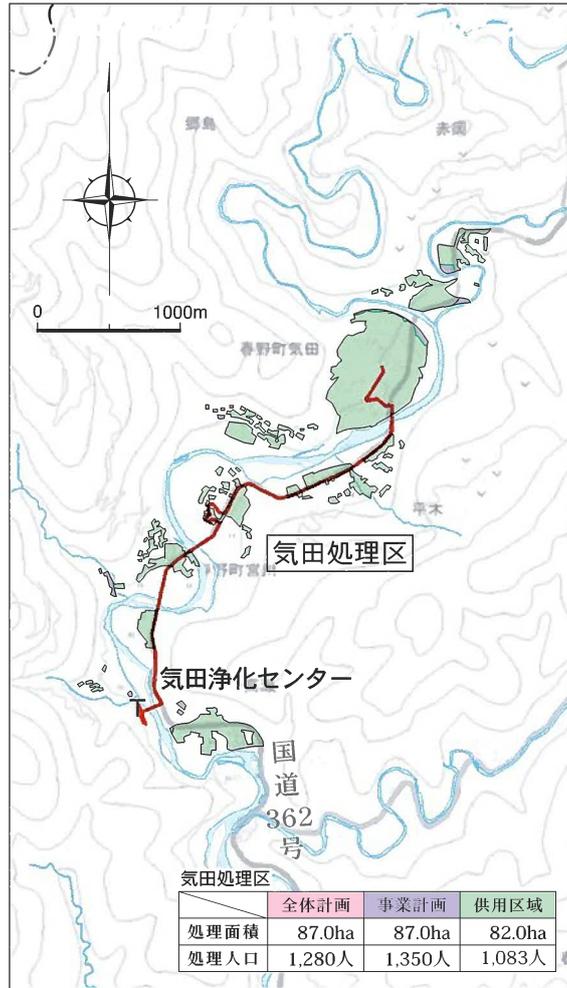
	全体計画	事業計画	供用区域
処理面積	446.0ha	379.0ha	305.0ha
処理人口	11,440人	12,342人	11,100人

三ヶ日処理区

	全体計画	事業計画	供用区域
処理面積	199.0ha	199.0ha	116.0ha
処理人口	3,130人	4,486人	2,849人

浜 松 市 （旧春野町）

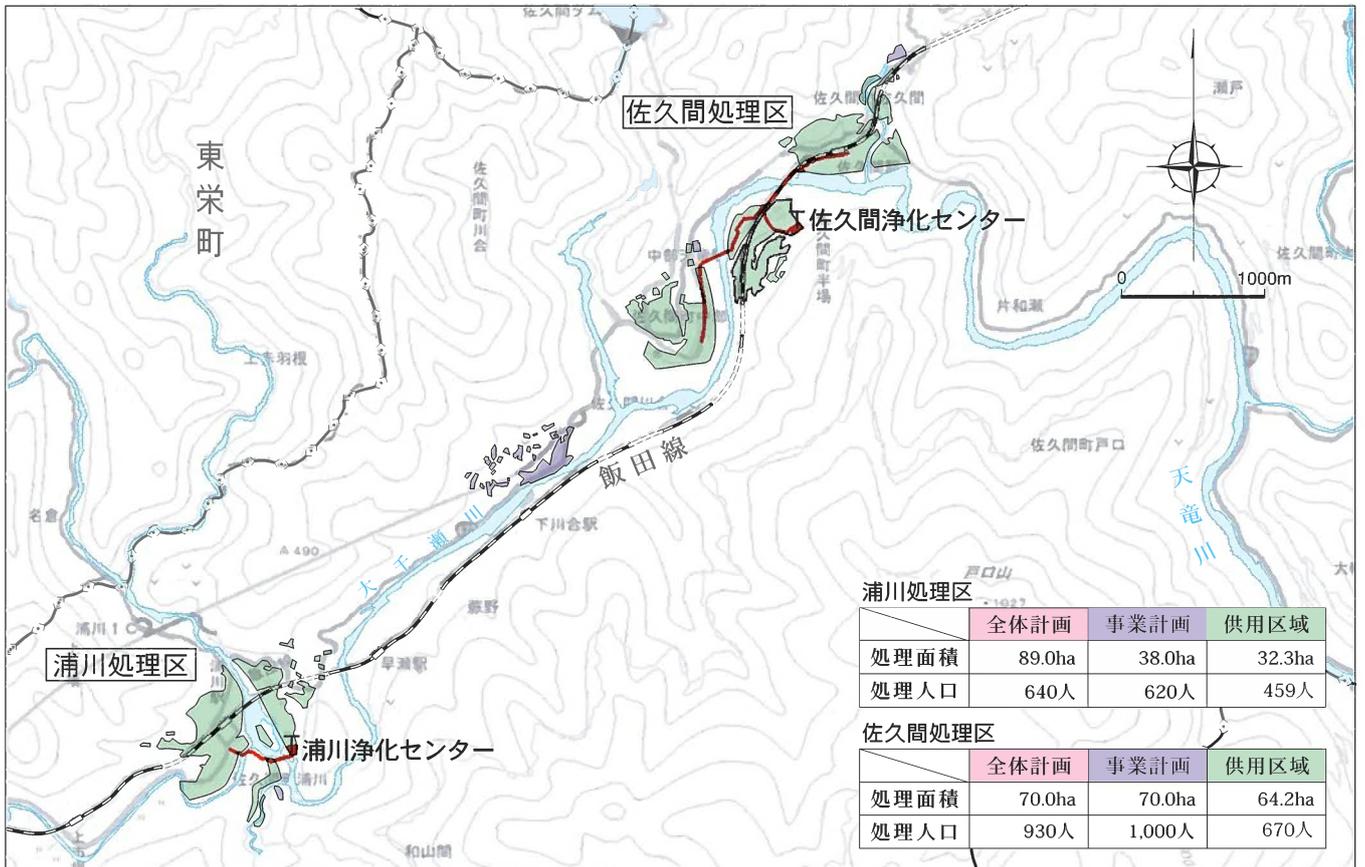
地図データは令和4年度末、
地図内の数値データは
令和6年度末のものです



凡 例	
	市街化区域
	全体計画区域
	事業計画区域
	供用区域
	隣接処理区境
	農業集落排水区域
	幹線管渠
	終末処理場
	ポンプ場
	環境基準点 (環境基準類型)

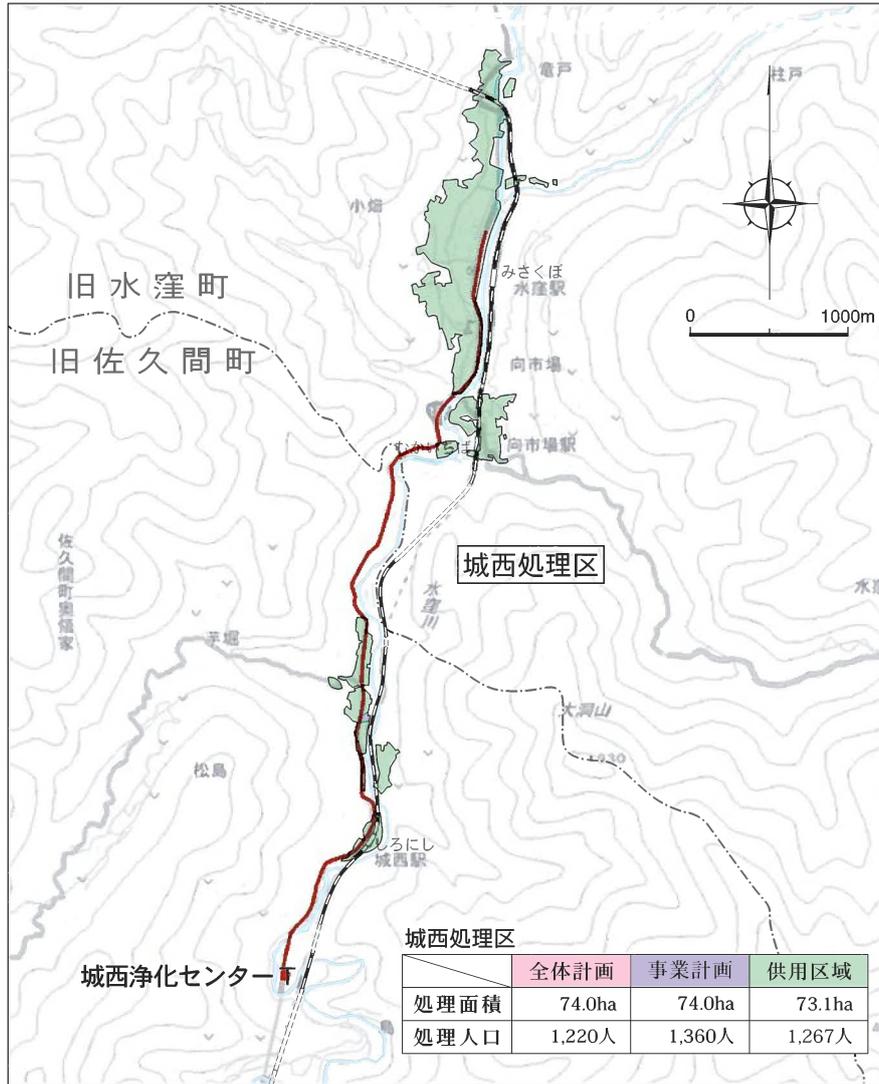
浜 松 市 （旧佐久間町）

地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



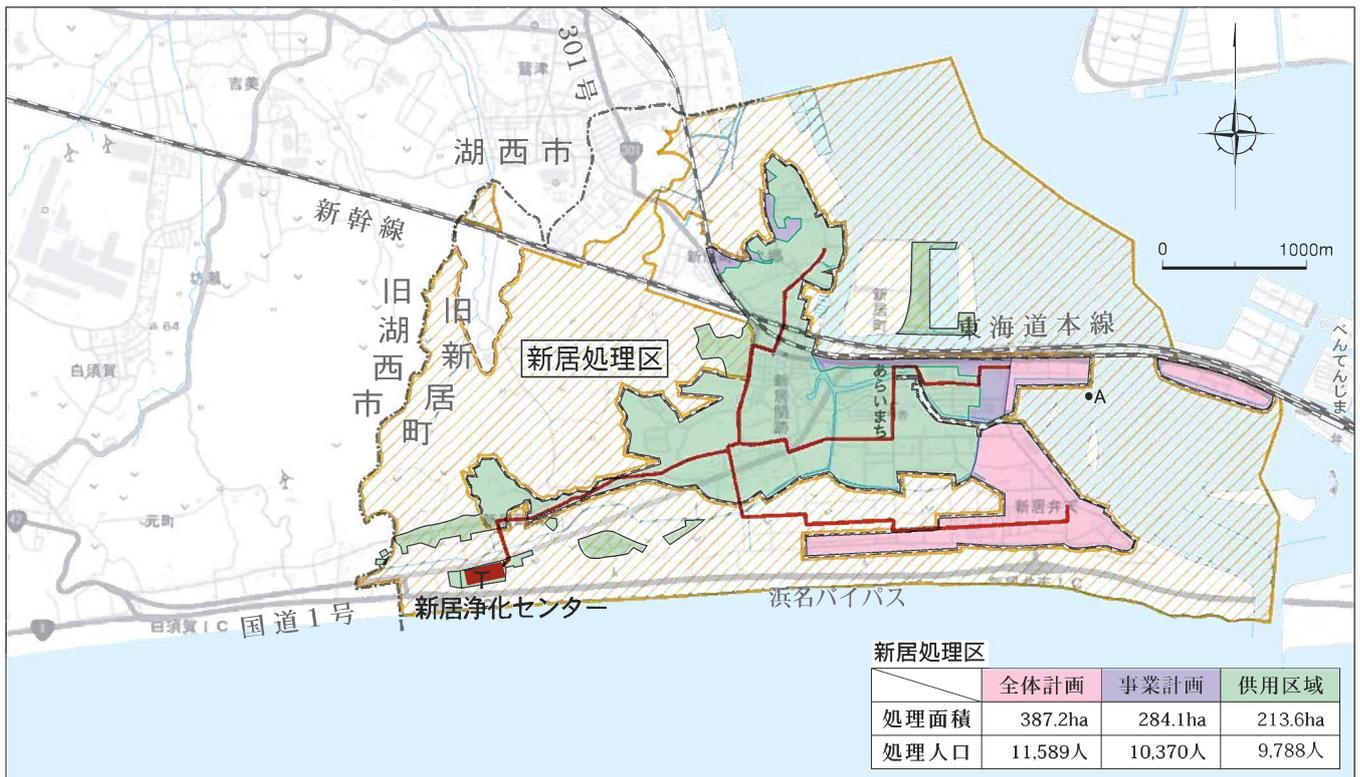
地図データは令和4年度末、
地図内の数値データは
令和6年度末のものです

浜 松 市（旧水窪町・旧佐久間町）



凡 例	
	市街化区域
	市街化調整区域
	全体計画区域
	事業計画区域
	供用区域
	隣接処理区境
	農業集落排水区域
	幹線管渠
	終末処理場
	ポンプ場
	環境基準点 (環境基準類型)

湖 西 市（旧新居町） 地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです



3-3 流域下水道事業（令和7年3月31日現在）

静岡県が設置し管理している流域下水道は、1流域2処理区あります。

流域下水道の名称	処理区名	関連市町
狩野川流域下水道	東部処理区	伊豆市、伊豆の国市、函南町
	西部処理区	沼津市、三島市、裾野市、清水町、長泉町

（1）狩野川流域下水道

狩野川流域下水道は、静岡県の東部に位置し、天城山系に端を発する狩野川本流や富士山の東山麓に端を発する狩野川支川の黄瀬川等の水質汚濁の防止を図るため計画され、伊豆市、伊豆の国市、函南町の2市1町を対象とした東部処理区と沼津市、三島市、裾野市、清水町、長泉町の3市2町を対象とした西部処理区から構成されています。

（1-1）狩野川流域下水道（東部処理区）

東部処理区は、昭和49年度に事業着手し、昭和60年10月に供用開始しています。



○狩野川流域下水道(東部処理区)

全体計画と下水道法による事業計画及び供用状況

区 分		全 体 計 画	事 業 計 画	供用開始済み
当 初 事 業 認 可		昭和50年3月5日 建設省静都下流発第1号		
変 更 計 画 (最 終)		令和5年11月29日 都生第130号		
処 理 区	処 理 区 名	東部処理区		
	関 連 市 町	伊豆市、伊豆の国市、函南町		
	処理区域内人口(現況)	81,070(人)		
	処 理 面 積	2,438(ha)	2,024(ha)	1,637(ha)
	処 理 人 口	75,300(人)	68,490(人)	68,327(人)
終 末 処 理 場	名 称	狩野川東部浄化センター		
	排 除 方 式	分流式	同左	同左
	処 理 方 法	標準活性汚泥法	同左	同左
	R5処理水量	11,243,080(m ³ /年) (30,719(m ³ /日平均))		
	敷 地 面 積	9.53(ha)	同左	同左
	施設能力(m ³ /日最大)	60,300	60,300	54,000
	系 列 数	3系列	3系列	2系列
管 渠 施 設	東 部 幹 線	φ1,500~φ1,800 L=10,760m	同左	同左
	千 歳 幹 線	φ600×3~φ1,500 L=700m	同左	同左
	計	L=11,460m	同左	同左
汚泥焼却施設		30t/日×2基	-	-
放 流 先		大場川	同左	同左

関連公共下水道の下水道法による事業計画

市町名	関連公共下水道名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	供用開始年度
伊豆市	伊豆市公共下水道	S48.10.30	R11.3.31	S60
伊豆の国市	伊豆の国市公共下水道	S51.10.12	R11.3.31	S60
函南町	函南町公共下水道	S51.10.12	R11.3.31	S60

都市計画と都市計画法による事業認可計画

○都市計画決定の状況

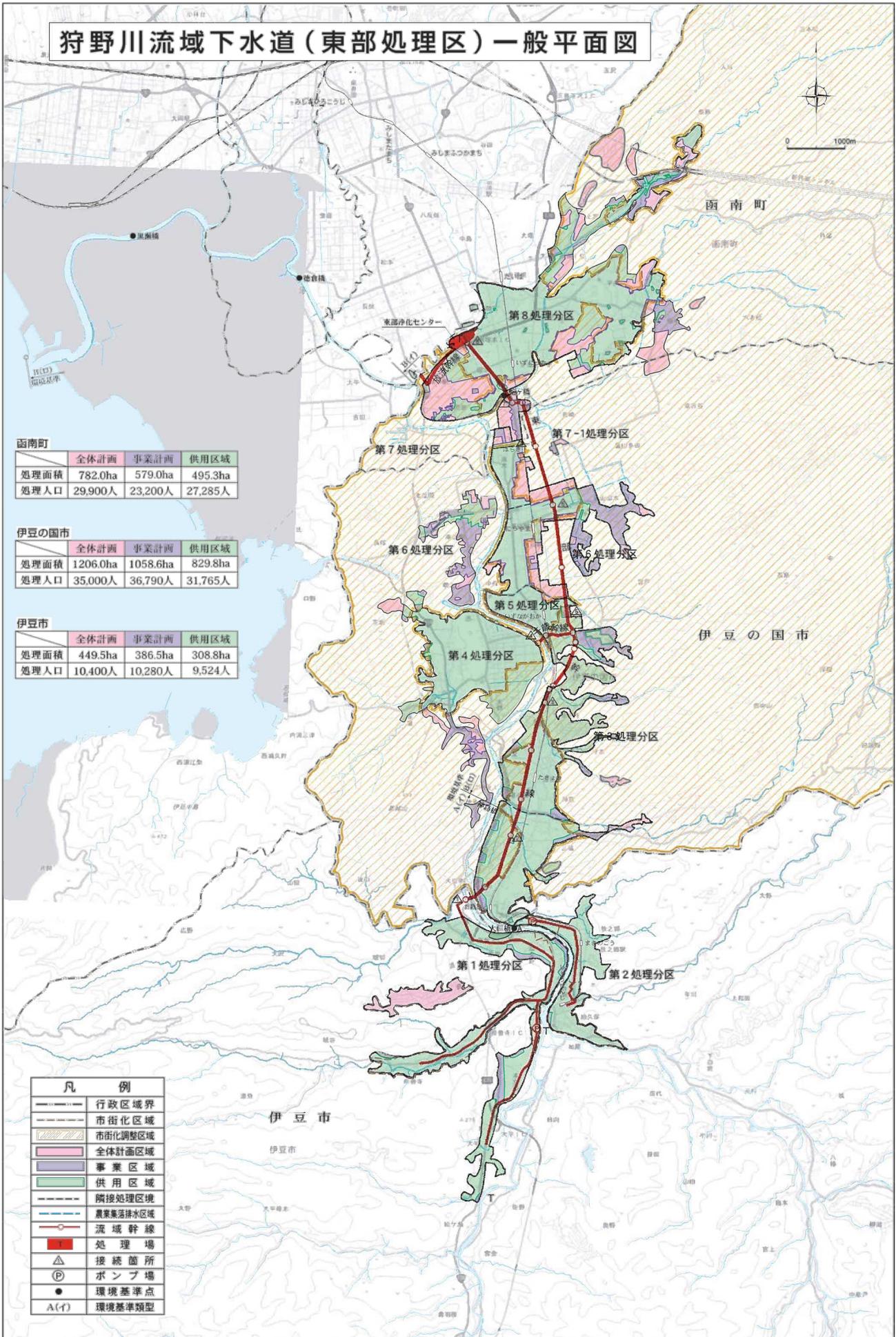
都市計画の名称	田方広域都市計画及び伊豆都市計画			
当初告示	昭和49年11月19日 静岡県告示第1112号			
最終告示	平成29年3月31日 静岡県告示第325号			
名称	狩野川流域下水道(東部処理区)			
排水区域 (接続する下水道)	伊豆市公共下水道、伊豆の国市公共下水道、函南町公共下水道			
下水管渠	内 訳	位 置		備 考
		起 点	終 点	
	東部幹線	函南町間宮字田中田	伊豆市熊坂字広町	
	千歳幹線	伊豆の国市中字南坂本	伊豆の国市古奈字屋敷台	
放流幹線	函南町塚本字大久保	函南町塚本字下島田		
その他の施設	内 訳		位 置	備 考
	東部浄化センター		函南町間宮字瀬々ヶ坪外	面積 約95,300㎡

○都市計画法による事業認可計画

施行者の名称	静岡県			
都市計画事業の種類及び名称	田方広域都市計画及び伊豆都市計画下水道事業 狩野川流域下水道(東部処理区)			
当初告示	昭和50年3月12日 建設省告示第298号			
最終告示	令和6年1月17日 中部地方整備局告示第6号			
下水管渠	東部幹線	管径	φ1,500mm~φ1,800mm	延長 約10,760m
	千歳幹線	管径	φ600mm×3~φ1,500mm	延長 約700m
	放流幹線	管径	φ1,800mm	延長 約980m
処理施設	東部浄化センター	敷地面積	約95,300 ㎡	
事業施行期間	自 昭和50年3月12日 至 令和11年3月31日			

※地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです

狩野川流域下水道（東部処理区）一般平面図



(1-2) 狩野川流域下水道（西部処理区）

西部処理区は、昭和61年度に事業着手し、平成6年6月に沼津市、清水町、長泉町で供用開始しています。平成10年10月に裾野市、平成14年6月には三島市で供用開始しています。



○狩野川流域下水道(西部処理区)

全体計画と下水道法による事業計画及び供用状況

区 分		全体計画	事業計画	供用開始済み
当初事業認可		昭和50年3月5日 建設省静都下流発第1号		
変更計画(最終)		令和5年11月29日 都生第131号		
処 理 区	処理区名	西部処理区		
	関連市町	沼津市、三島市、裾野市、清水町、長泉町		
	処理区域内人口(現況)	265,576(人)		
	処理面積	6,406(ha)	3,831(ha)	3,047(ha)
	処理人口	255,720(人)	197,100(人)	188,661(人)
終 末 処 理 場	名称	狩野川西部浄化センター		
	排除方式	分流式	同左	同左
	処理方法	標準活性汚泥法	同左	同左
	R5処理水量	20,175,983(m ³ /年) (55,126(m ³ /日平均))		
	敷地面積	18.39(ha)	同左	同左
	施設能力(m ³ /日最大)	147,400	114,200	81,000
	系列数	3系列	3系列	1.5系列
管 渠 施 設	西部幹線	φ600~φ1,800 L=24,370m ^(※1)	同左	同左
	北部幹線	φ500~φ1,350 L=6,110m	同左	同左
	計	L=30,480m	同左	同左
污泥焼却施設		80t/日×2基	-	-
放流先		奥駿河湾	同左	沼川

(※1)・・・二条管(φ1,800) L=3,710mを含む

関連公共下水道の下水道法による事業計画

市町名	関連公共下水道名	工事着手年月日	工事完了年月日	供用開始年度
沼津市	沼津市公共下水道	S62.6.2	R11.3.31	H6
三島市	三島市公共下水道	H2.12.18	R11.3.31	H14
裾野市	裾野市公共下水道	H2.12.18	R11.3.31	H10
清水町	清水町公共下水道	S63.3.10	R11.3.31	H6
長泉町	長泉町公共下水道	S62.12.9	R11.3.31	H6

都市計画と都市計画法による事業認可計画

○都市計画決定の状況

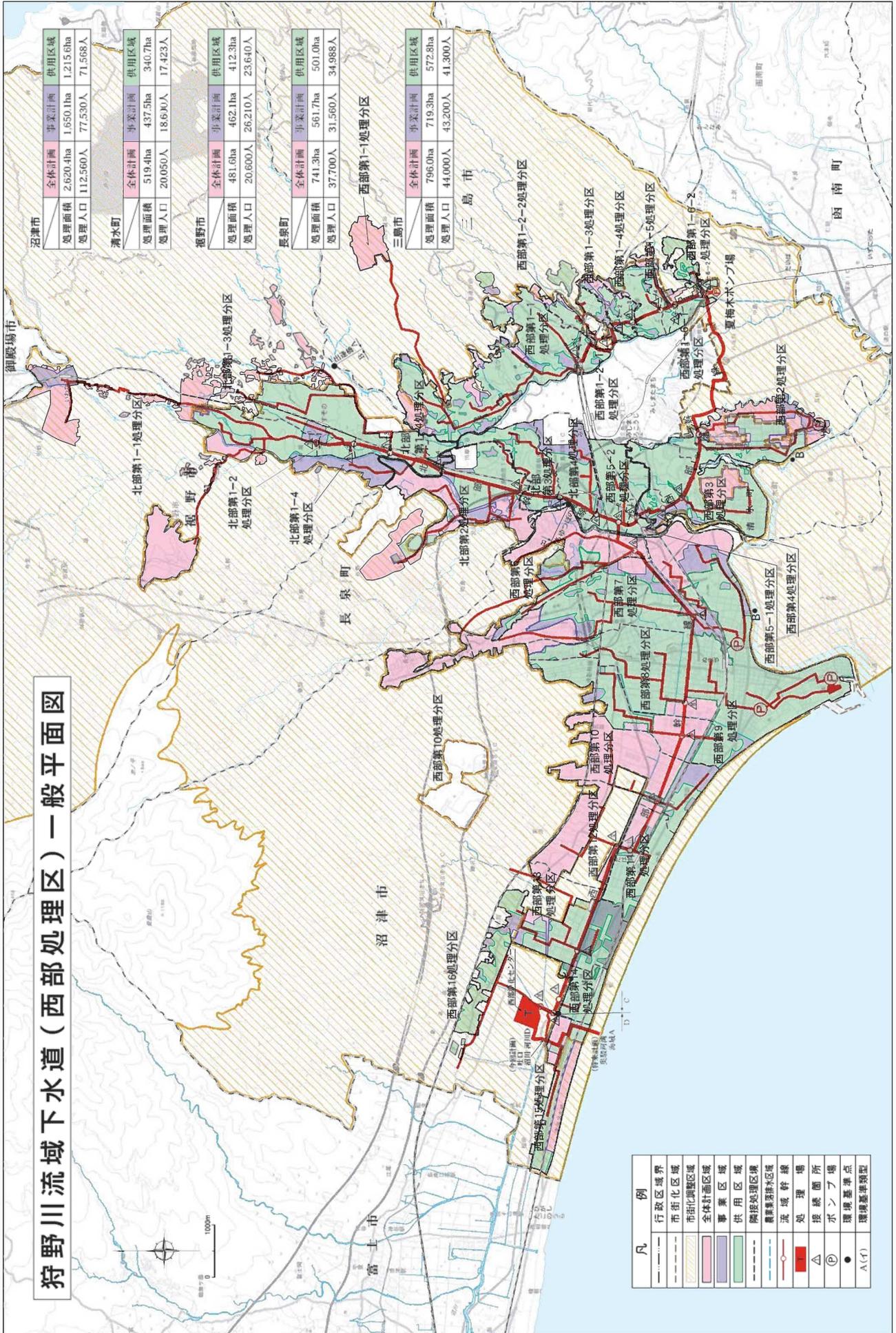
都市計画の名称	東駿河湾広域都市計画及び裾野都市計画			
当初告示	昭和49年11月19日 静岡県告示第1113号			
最終告示	平成12年12月 1日 静岡県告示第955号			
名称	狩野川流域下水道(西部処理区)			
排水区域 (接続する下水道)	沼津市公共下水道,三島市公共下水道,裾野市公共下水道 清水町公共下水道,長泉町公共下水道			
下水管渠	内 訳	位 置		備 考
		起 点	終 点	
	西部幹線	沼津市原字女鹿塚	三島市三島字祇園原	
	北部幹線	長泉町本宿字上三	裾野市佐野字村東	
放流幹線	沼津市原字荒井浜地先	沼津市原字女鹿塚		
その他の施設	内 訳		位 置	備 考
	夏梅木ポンプ場		三島市谷田字向山	面積 約1,600㎡
	西部浄化センター		沼津市原字女鹿塚外	面積 約183,900㎡

○都市計画法による事業認可計画

施行者の名称	静岡県				
都市計画事業の 種類及び名称	東駿河湾広域都市計画及び裾野都市計画下水道事業 狩野川流域下水道(西部処理区)				
当初告示	昭和50年3月12日 建設省告示第298号				
最終告示	令和6年1月17日 中部地方整備局告示第7号				
下水管渠	西部幹線	管 径	φ600mm~φ1,800mm	延長	約20,660m
	北部幹線	管 径	φ500mm~φ1,350mm	延長	約6,110m
	放流幹線	管 径	φ2,400mm	延長	約1,750m
ポンプ施設	夏梅木ポンプ場	敷地面積	約1,600 ㎡		
処理施設	西部浄化センター	敷地面積	約183,900 ㎡		
事業施行期間	自 昭和62年1月27日 至 令和11年3月31日				

※地図データは令和4年度末、地図内の数値データは令和6年度末のものです

狩野川流域下水道（西部処理区）一般平面図



(2) 流域下水道の事業費

(単位：千円)

年度	静岡県計 (移管前含む4流域5処理区)		狩野川流域下水道 (東部処理区)		狩野川流域下水道 (西部処理区)	
	総事業費	補助事業費	総事業費	補助事業費	総事業費	補助事業費
S48	100,000	100,000				
S49	120,000	120,000	45,000	45,000		
S50	660,000	660,000	159,828	159,828	2,172	2,172
S51	562,000	555,000	255,000	255,000		
S52	1,474,300	1,458,000	906,000	903,000		
S53	2,062,000	2,046,000	1,032,000	1,029,000		
S54	4,683,000	4,616,000	2,213,600	2,193,000		
S55	6,073,500	5,968,500	2,948,800	2,927,000		
S56	6,305,200	6,220,500	3,013,800	2,999,500		
S57	5,632,000	5,539,000	2,548,850	2,526,000	3,000	
S58	5,826,650	5,754,250	2,484,902	2,476,250	28,000	
S59	5,876,210	5,809,500	3,664,400	3,633,500		
S60	6,295,530	6,181,700	2,378,876	2,322,500		
S61	6,336,202	6,198,000	79,100	75,000	156,000	150,000
S62	9,309,200	9,219,000	588,500	569,000	2,033,000	2,033,000
S63	9,125,900	9,047,000	391,200	388,000	1,875,000	1,875,000
H1	11,071,700	10,871,000	83,100	80,000	2,596,000	2,571,000
H2	11,842,112	11,690,000	360,800	340,000	4,608,400	4,574,000
H3	12,954,000	12,112,000	383,980	378,000	4,789,800	4,778,000
H4	19,104,000	18,788,000	498,510	491,000	7,756,350	7,749,000
H5	21,753,000	21,438,500	1,002,700	981,000	4,990,200	4,893,000
H6	16,295,470	16,002,800	1,067,500	1,027,000	1,947,270	1,880,000
H7	18,460,920	18,159,300	2,450,500	2,377,000	1,591,250	1,570,000
H8	18,013,210	17,747,200	1,507,700	1,431,600	2,812,520	2,797,400
H9	15,639,906	15,441,800	1,915,636	1,869,800	3,101,914	3,037,500
H10	21,284,550	21,107,500	1,430,696	1,348,000	5,511,652	5,480,500
H11	14,521,866	14,418,400	671,066	641,000	3,255,672	3,239,000
H12	11,499,450	11,478,750	1,278,100	1,257,400	2,836,000	2,836,000
H13	7,998,504	7,937,300	708,900	682,200	2,388,400	2,388,400
H14	7,126,200	7,024,000	1,559,500	1,548,000	2,513,000	2,513,000
H15	6,374,450	6,301,450	104,300	104,300	2,814,600	2,786,500
H16	6,893,100	6,834,700	204,100	195,600	3,168,900	3,150,900
H17	6,807,400	6,755,200	416,100	416,100	2,652,150	2,640,150
H18	6,075,950	6,060,450	441,300	441,300	1,556,400	1,551,400
H19	5,979,300	5,963,700	519,200	519,200	385,300	380,300
H20	6,077,650	6,060,050	42,400	42,400	961,050	956,450
H21	6,246,750	6,224,150	196,500	196,500	1,085,750	1,074,550
H22	5,346,000	5,332,000	572,550	572,550	740,550	735,550
H23	6,729,247	6,723,847	130,840	130,840	1,101,480	1,101,480
H24	6,274,462	6,274,462	324,750	324,750	741,750	741,750
H25	6,110,207	6,110,207	419,147	419,147	618,990	618,990
H26	4,811,249	4,811,249	382,900	382,900	446,757	446,757
H27	2,509,580	2,509,580	747,400	747,400	1,073,673	1,073,673
H28	837,890	837,890	346,320	346,320	491,570	491,570
H29	910,820	910,820	411,320	411,320	499,500	499,500
H30	350,623	350,623	191,429	191,429	159,194	159,194
R1	898,020	887,661	102,990	102,990	795,030	784,671
R2	1,886,579	1,886,200	707,600	707,600	1,178,979	1,178,600
R3	1,280,803	1,263,803	571,048	571,048	709,755	692,755
R4	933,000	843,000	314,500	294,500	618,500	548,500
R5	905,100	575,100	435,000	335,000	470,100	240,100
R6	874,450	506,700	388,250	168,500	486,200	338,200
計	363,119,210	357,731,842	45,598,488	44,575,272	77,551,778	76,558,512

- ※ 静清流域下水道は平成25年4月1日に静岡市に移管済。
- ※ 天竜川左岸流域下水道は平成27年4月1日に磐田市に移管済。
- ※ 西遠流域下水道は平成28年4月1日に浜松市に移管済。

年度	西遠流域下水道 (西遠処理区)		天竜川左岸流域下水道 (磐南処理区)		静清流域下水道 (静岡処理区)	
	総事業費	補助事業費	総事業費	補助事業費	総事業費	補助事業費
S48	100,000	100,000				
S49	75,000	75,000				
S50	498,000	498,000				
S51	307,000	300,000				
S52	568,300	555,000				
S53	1,030,000	1,017,000				
S54	2,469,400	2,423,000				
S55	3,124,700	3,041,500				
S56	3,246,400	3,176,000	45,000	45,000		
S57	2,671,400	2,608,000	408,750	405,000		
S58	2,408,240	2,375,000	905,508	903,000		
S59	1,599,300	1,564,000	612,510	612,000		
S60	3,080,800	3,033,000	835,854	826,200		
S61	4,721,302	4,623,000	1,379,800	1,350,000		
S62	4,431,400	4,380,000	2,241,300	2,237,000	15,000	
S63	4,494,300	4,464,000	2,287,400	2,280,000	78,000	40,000
H1	3,955,300	3,900,000	4,072,400	4,000,000	364,900	320,000
H2	4,064,200	4,000,000	783,212	760,000	2,025,500	2,016,000
H3	3,331,430	3,300,000	897,470	860,000	3,551,320	2,796,000
H4	4,639,000	4,568,000	1,230,420	1,017,000	4,979,720	4,963,000
H5	7,107,800	6,994,000	1,723,500	1,701,000	6,928,800	6,869,500
H6	7,094,130	6,977,000	781,970	734,000	5,404,600	5,384,800
H7	8,065,570	7,955,000	950,300	898,000	5,403,300	5,359,300
H8	4,645,500	4,645,500	1,619,260	1,579,000	7,428,230	7,293,700
H9	5,616,000	5,616,000	1,375,200	1,346,500	3,631,156	3,572,000
H10	8,099,500	8,099,500	525,410	498,500	5,717,292	5,681,000
H11	7,095,900	7,095,900	338,918	317,000	3,160,310	3,125,500
H12	5,566,650	5,566,650	241,700	241,700	1,577,000	1,577,000
H13	3,722,700	3,722,700	502,534	499,000	675,970	645,000
H14	1,645,000	1,645,000	844,350	832,000	564,350	486,000
H15	2,858,000	2,858,000	528,400	494,500	69,150	58,150
H16	2,331,000	2,331,000	1,103,300	1,086,400	85,800	70,800
H17	1,560,150	1,560,150	2,104,400	2,073,200	74,600	65,600
H18	3,502,950	3,502,950	307,500	302,000	267,800	262,800
H19	3,520,100	3,520,100	1,275,100	1,269,500	279,600	274,600
H20	2,566,100	2,566,100	1,502,400	1,494,000	1,005,700	1,001,100
H21	2,685,900	2,685,900	652,600	645,200	1,626,000	1,622,000
H22	1,894,400	1,894,400	1,086,200	1,082,200	1,052,300	1,047,300
H23	2,523,377	2,523,377	1,269,400	1,269,400	1,704,150	1,698,750
H24	2,818,290	2,818,290	745,700	745,700	1,643,972	1,643,972
H25	3,442,886	3,442,886	1,629,184	1,629,184	移管済	
H26	3,290,130	3,290,130	691,462	691,462	移管済	
H27	688,507	688,507	移管済		移管済	
H28	移管済		移管済		移管済	
計	143,156,012	141,999,540	37,498,412	36,724,646	59,314,520	57,873,872

3-4 都市下水路

令和7年3月31日現在

都市計画名	都市名	都市計画決定				供用開始済み		下水道法 第27条 指定年月日
		名称	当初決定 告示日	最終決定 告示日	(排水区域面積) (ha)	排水区域面積 (ha)		
河津	河津町	笹原	S55.12.25	S55.12.25	34	34		
東伊豆	東伊豆町	稲取	S55.1.10	S55.1.10	34	34		
		奈良本	S59.7.10	S59.7.10	29	29		
		水下	S59.10.11	S59.10.11	28	28		
		棒田	H1.7.4	H1.7.4	15	15		
		下小田原	H9.7.2	H9.7.2	17	17		
伊東	伊東市	吉田	S47.3.29	S50.10.15	253	253	H16.4.1	
		本郷	S51.12.22	S58.11.9	155	155	H16.4.1	
岳南広域	富士市	岳南排水路	S27.4.8	H24.2.8	288	288	S43.12.1	
		富士川	S45.12.4	H23.3.29	83	83	H25.3.27	
		新町	S51.12.22	H23.3.29	83	83	H25.3.27	
	富士宮市	岳南排水路	S57.11.16	H24.2.21	21	21		
静岡	静岡市	蟹沢	S59.9.19	H20.10.24	18	18		
		小金	S46.12.13	H18.6.14	12	12		
		宮田	S59.9.19	H18.6.14	11	11		
		諏訪	S63.3.16	H18.6.14	16	16		
		八木間	S57.11.12	S62.12.23	52	52	S55.4.8	
		下八木間北	S63.3.30	S63.3.30	16	16	S55.4.8	
		興津中町	H1.10.6	H1.10.6	44	44		
志太広域	藤枝市	仮宿	S59.2.10	H9.7.8	13	13		
		内谷	S49.11.18	S55.3.31	75	75		
		天神前	S58.8.1	S58.8.1	43	43		
	焼津市	高新田	S50.3.3	H21.1.1	34	34		
		吉永	S50.3.3	H21.1.1	43	43		
島田	島田市	阿知ヶ谷	S49.1.7	S60.11.1	28	28		
		問屋川	S56.11.16	S56.11.16	93	93		
		清水	S42.11.13	H7.9.12	90	90		
		泉町	S47.1.6	H7.9.12	35	35		
		東町	S49.1.8	H7.9.12	25	25		
		三代島	S57.7.14	H7.9.12	11	11		

令和7年3月31日現在

都市計画名	都市名	都市計画決定				供用開始済み		下水道法 第27条 指定年月日
		名称	当初決定 告示日	最終決定 告示日	(排水区域面積) (ha)	排水区域面積 (ha)		
榛南・南遠広域	吉田町	神戸	S47.5.1	H21.2.27	130	130	S58.2.1	
		問屋川	S51.1.9	H21.2.27	18	18	S59.5.25	
	牧之原市	雨垂	S51.1.22	H9.1.10	57	57		
		坊久	S53.1.9	H9.1.10	23	23		
		源氏	S58.11.10	H9.1.10	11	11		
		浜田	S59.12.27	H9.1.10	73	41		
		堂峯	S63.9.30	H9.1.10	50	50		
		相良	S40.3.1	S49.11.20	111	111	S57.5.20	
		三の丸裏	S45.6.27	S61.3.29	31	31	S57.5.20	
		地頭方	S50.11.1	S50.11.1	75	75	S57.5.20	
		遠渡	S55.11.5	S55.11.5	18	18		
	法京	S54.12.27	S54.12.27	11	11	S57.5.20		
	御前崎市	下岬	S56.11.7	S56.11.7	25	25		
中遠広域	森町	森第一	S40.7.13	S48.6.12	90	90		
		森第二	S50.10.24	S50.10.24	59	59		
		森第三	S53.8.11	S53.8.11	45	45	S50.10.31	
		戸錦	S56.7.30	S56.7.30	18	18	S58.8.11	
浜松	浜松市	和合北	S43.10.8	H4.12.25	61	61	S55.6.18	
		坪井豊西	S46.11.21	H4.12.25	70	70	S55.6.18	
		段子	S47.11.17	H10.9.10	341	341	S55.6.18	
		笠井	S50.10.30	H10.9.10	19	19	S55.6.4	
		坪井	S55.4.3	H10.9.10	59	59	S56.6.30	
		長池	S54.11.6	H10.9.10	22	22	S56.10.15	
		中野町	S59.12.22	H10.9.10	43	43	H4.3.10	
		西派川	S55.8.5	H10.9.10	15	15	S55.6.4	
		寺脇	H3.12.18	H10.9.10	31	31	H4.3.10	
		笠井2号	H3.12.18	H10.9.10	17	17	H4.3.10	
		白羽	H6.12.28	H28.4.1	72	72	H8.1.19	
中瀬	H10.9.10	H10.9.10	98	98	H13.1.16			

※ 令和7年3月31日現在 都市計画決定がされているもののみを記載

※ 最終決定告示は、名称変更を除く